

熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

令和 3 年 11 月 19 日開催

令和 3 年 12 月 9 日開催

熊 取 町 議 会

〔議員全員協議会（11月19日）〕

普通河川雨山川災害復旧事業に関する提言書について	1
その他報告	9
1. 令和3年人事院勧告への対応について	9
2. 新型コロナウイルス感染症対策の拡充について	10
①新型コロナワクチン追加接種（3回目）について	10
②PCR検査体制の拡充について	11
③自宅療養者等への生活支援について	12
3. 熊取町総合防災マップについて	17

〔議員全員協議会（12月9日）〕

熊取町第4次子ども読書活動推進計画（素案）について	19
その他報告	33
1. 新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価の方法書縦覧について	33
2. 町立西保育所民営化の引き継ぎ状況について	33

議員全員協議会

月 日 令和3年11月19日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員	1	番	田中豊一	2	番	大林隆昭
	3	番	浦川佳浩	4	番	坂上昌史
	5	番	文野慎治	6	番	鱧谷陽子
	7	番	二見裕子	8	番	渡辺豊子
	10	番	田中圭介	11	番	河合弘樹
	12	番	矢野正憲	13	番	江川慶子
	14	番	坂上巳生男			

欠席議員 なし

説明員	町長	藤原敏司	総合政策部長	明松大介
	総合政策部理事	野津恵	総合政策部理事	東野秀毅
	総務部長	林利秀	総務部理事	阪上章
	健康福祉部長	山本雅隆	都市整備部長	田中耕二
	都市整備部理事	永橋広幸	企画経営課長	近藤政則
	総務課参事	井口雅和	人事課長	橘和彦
	健康・いきいき 高齢課長	石川節子	生活福祉課長	降井広志
	水とみどり課長	庭瀬義浩		
事務局	議会事務局長	藤原伸彦	書記	瀬野裕三

案 件

- 1) 普通河川雨山川災害復旧事業に関する提言書について
- 2) その他報告
 1. 令和3年人事院勧告への対応について
 2. 新型コロナウイルス感染症対策の拡充について
 - ①新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目）について
 - ②PCR検査体制の拡充について
 - ③自宅療養者等への生活支援について
 3. 熊取町総合防災マップについて

議長（二見裕子君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜りありがとうございます。

本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

議長（二見裕子君）本日の案件は、普通河川雨山川災害復旧事業に関する提言書についての1件、その他報告が2件であります。

発言をされる方は、挙手の上で、着座で、マスクはつけたままマイクを使っていただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は、会議の途中でも退出いただいても結構ですので、申し添えます。

それでは、案件1、普通河川雨山川災害復旧事業に関する提言書についての件を説明願います。庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君） それでは、よろしく願いいたします。

それでは、普通河川雨山川災害復旧事業に関する提言書について説明させていただきます。

まず資料ですが、普通河川雨山川災害復旧事業に関する提言書（概要）で、2分の1、2分の2と2ページございます。その後ろに、議員の皆様には先に資料提供させていただきました提言書と同じ、また提言書をつけさせていただいております。

概要につきまして、1ページの左から1、被災概要、2、復旧工事概要、3、検証委員会の日程、4、提言書の概要を取りまとめたものを1ページ右から2ページ左側にかけて、最後に2ページ右側は、提言書を受け、5としまして今後に向けた町の考え方を記載してございます。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

1、普通河川雨山川被災概要ですが、これにつきましては、被災日時、被災箇所、被災原因、被災状況、被災時付近の降雨量を記載してございます。

続きまして、2の復旧工事概要につきましても、大型土のうによる応急復旧、施工中に発生したくい橋脚の傾き、土留め鋼矢板の傾きなどの事象を記載してございます。

3としまして、災害復旧事業に係る検証委員会として、町が行った内部検証結果を基に、専門的知見を有する外部委員3名による外部検証委員会3回を実施したものの日程となっております。

続きまして、右のほう行きまして4番、普通河川雨山川災害復旧事業に関する提言書の概要でございます。これは資料の提言書を取りまとめたものになります。内部検証結果の技術検証対象事項7項目、事務検証対象事項3項目に加え、議員の皆様から提案いただきました追加事項3項目となっております。

提言書の内容としましては、被災の事前にすべきこと、町が行った復旧工法にも一定理解はしているものの、結果論にはなるが、もう一步踏み込んだ対策、検討を行うべきではなかったかという提言をはじめ、提言書の7ページの「おわりに」にもありますように、結果として、1点目としまして、災害の前兆と思われる事象が発生した場合は、調査や資料の収集を行い、災害に発展する可能性を有するかの評価を行うべき、2点目として、施工に際して発注者、設計者、施工者の三者協議により、土地の成り立ちから確実に判明している部分、不確実な部分の情報共有が非常に重要であること、3点目として、施工時の安全対策について、守るべき構造物の範囲まで広げたのり面安定解析を行い、結果から仮設土留め対策を講じるなどの検討を行うべき、4点目としまして、日頃からの備えとして、専門的な知識を有する団体との協定締結を行うべきとのことでございます。

続きまして、2ページ目の右側、5、今後に向けてでございます。

まず趣旨ですが、①の影響があった隣接宅地の早急な復旧の実施、②としまして災害の未然防止や規模縮小、③としまして災害時の迅速かつ適切な初期対応と復旧、④としまして熊取町の技術力の向上の4項目がございまして。

この4項目により、以下、今後の対策を示してございます。

まず、影響があった隣接宅地の復旧ですが、趣旨の①に該当するものとなっております。提言書の追加事項にもありましたように、外構を含む家屋被害については、専門家のアドバイスの下、最適な復旧方法、復旧時期、補償内容を所有者の方とも十分協議を行った上、決定していくものでございます。

予算につきましては、擁壁等の外構部の補償協議を行うための補償費算定業務委託料を、年度内の完了が見込めないことから、この12月議会に繰越明許費手続を上程させていただいているところでございます。

スケジュール案としましては、補償費算定業務及び協議を今年度から令和4年度にかけて行い、引き続き、令和4年度より復旧に入っていくものでございます。

次に、地下水対策でございます。趣旨の②に該当してございます。

復旧した構造物に影響がある地下水の水抜き等の今後の対応について、復旧を行ったのり面の地下水の有無、排除に係るものでございます。提言書では追加事項の②の内容になりますが、地下水位の確認のため、専門家の指導の下、縦方向の観測孔を設け観測していく。また、地下水があった場合の適切な排除のため、専門家の指導の下、横向きの水抜き孔を設置し排除することとなり、管理方法として、数年に一度、孔内の高圧洗浄を行い、災害の未然防止や規模縮小を図るものでございます。

次に施設管理ですが、これは趣旨の②に該当するものでございます。

復旧した大型ブロック積み、アースアンカー等の今後の適正な点検管理方法になりますが、提言書追加事項③に関連するもので、復旧工事完了後、既に観測、点検を始めているところであります。その内容としましては、大型ブロック積みの水抜き孔から地下水が適正に排除されているかの確認、のり面の地表排水構造物であるU型水路の清掃、復旧のり面に変状が発生すると、一番先に変状が起こるこのU型水路がずれて排水ができなくなっていないか、また、グラウンドアンカー工に異常がないかなどの目視点検、大型ブロック積み天端やU型水路に定点を設け、変位がないか座標で観測を行い、異常が発見された場合は適宜専門家に相談するなど、適正な施設管理に努め、災害の未然防止、規模縮小を図るものでございます。

次に、組織強化ですが、趣旨の②、③、④に該当するものとなっております。

1点目、今年度から下水道課も都市整備部になったことから、雨水対策に関する統一的な整備、維持管理、指導並びに災害の未然防止、初期対応、情報共有の強化が可能となる一課に統合された組織の検討を現在行っているところでございます。

次に、我々職員の技術力向上に向け、提言書の事務検証の助言にもありますように、今回のような大規模災害において、調査設計時の監理業務や工事施工時の施工監理業務の委託を検討し、事業を円滑に進めるものでございます。

2点目、斜面崩壊のおそれがある施工箇所における情報共有体制の強化につきましては、提言書の技術検証Ⅲにありますとおり、確実に判明している部分、不確実な部分を事業に携わる発注者、設計者、施工者で情報共有を強化し、安全で円滑な事業進捗を図ることとするものです。

最後に、防災減災ですが、これも趣旨の②、③、④に該当するものとなっております。

1点目、専門的知識を有する団体との災害に関する協定の締結ですが、提言書の事務検証の助言にありますとおり、災害発生時の技術支援、災害復旧に係る技術指導を含めた復旧支援事業と、平時における技術指導、相談業務、民間宅地相談を含めた予防対策事務の二本立てで、外部検証委員が所属されている地盤品質判定士会と協定締結に向けた調整を行っているところでございます。

2点目、災害復旧事業の迅速化に向けた準備ですが、今回のような斜面災害を想定した場合、専門的知識を有する地盤品質判定士などの技術者を有し、かつ同様な業務実績のあるコンサルタント業者をあらかじめ町指名願の提出されている業者から抽出しておき、災害発生時に備えるものでございます。

3点目、住民の皆様への防災減災に向けた取組の情報提供として、今までの土砂災害やため池のハザードマップの各戸配布やホームページなどによる情報の提供に加え、前述の協定締結後、宅地防災に関する相談会の開催等を実施していくものでございます。

以上、普通河川雨山川災害復旧事業に関する提言書の概要の説明とさせていただきます。

議長（二見裕子君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。田中議員。

1番（田中豊一君）説明ありがとうございます。

専門家のご意見を長い時間かけて検証していただいて、こういう結果が出たということで、この

専門家の意見については重く受け止めて、今後、この災害対策に生かしていただきたいというのが感想なんですけれども、ちょっと2、3点意見をさせていただきますと、この災害が平成29年の7月の豪雨でなったわけですけれども、多くの課題、令和3年度、4年度に実施すべきことが施設管理から組織強化、防災減災というところで課題がたくさん出てきて、これをこのとおりやる予定やと思うんですけれども、若干ずれたとしても、これはきっちりやっていただかなければならないということが1点と、2つ目は、これはもう既に過ぎたことで、終わったことなんで、これは生かさなあかんわけですけれども、私ら1期目の議員がこれにタッチさせていただいたのは、31年5月ぐらい、6月に初めて専決の説明があって、そこでこういう工法でやりたいという話を聞かせてもらったのが最初やったんですけれども、その前後でも、ここの課題については、議会のほうからこういうこともどうやという話をさせていただいた点が何点かあるんですよ。

だけれど、そのときは、やはり目の前にこういうふうなことの対応をせなあかんということで、どうも真剣に受け止めていただいていたいなかったん違うかなというようなことがあるんで、議員14名が知恵を出して言ったことについては、やはり今後参考にさせていただきたいというか、対応をしっかりしていただきたいなど。

例えば、私のほうからは、過去のやっぱり地形とか地図とか調べて、盛土の状態をもっとちゃんと把握せなあかん違うかというようなことを言わせていただいたんですけれども、この専門家の提言の中にもそういうことも出ていますので。そのときにもう少し施工に関して、盛土の厚さとかこの土を持ってきたかというようなことをきっちり調べといていただいていたら、若干やっぱり違ったん違うかなと、工法自体。そういう思いがありますので、やはり31年の、令和元年度の最初ですよ、5月やったらもう元年度になっているんか、そのときに出た議会での意見とかというのは、やっぱりちゃんと捉まえてもらってやっておいてほしかったなということが、専門家会議を傍聴させてもらってでも感想としては持っています。

この中で、いろいろあるんですけれども、影響のあった隣接宅地の復旧というのは今後の課題としては一番住民さんに影響のある、また、ここの自治会だとか周りに住んでいる人もどういふふうにするのかなという、関係者の人も思っておられると思うんで、これはもう誠実に、ここに書いてあるとおり、担当者も腰据えてやっぱりきっちりやっていただきたいなど。できることとできないことはあるかと思うんですけれども、やっぱり誠意を尽くしてお願いしたいと思うんですけれど、これについてちょっと、担当理事か部長、お話。

議長（二見裕子君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）田中議員、貴重なご意見ありがとうございます。

復旧なんですけど、今後に向けての趣旨の①でももう書かせていただいておりますように、これが一番の近々の課題であって、一番これが重要なことだと思われまして。委員会の中でも、委員長からのご発言でも、災害に遭ったのはこれの事後としてなんですけど、今後、まだ宅地の復旧ができていないので、それを切に希望するという形で聞いておりますので。私たち、ここの①に書いております影響があった宅地という形で、もうきっちり年限も入れさせていただいて、専門家の指示を仰ぎながら、復旧時期等々も適時考えながら、十分にお話し合いをしながら早急の復旧に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（二見裕子君）ほかにありますか。文野議員。

5番（文野慎治君）やっここまで来たというのが率直な感じで、提言書、今もありましたように、検証委員会が始まって、いろんな問題が論議されて、提言書が出て、それに対応をこうしますというのが今日の報告の中身やというふうに思うんですが、今、さきの議員がおっしゃったように、議員に対する、この問題が、こういうものが発生したという状況のときからの説明ですよ、何度かあった中で、やはり今から思えば本当に簡単な説明で、議員の中でも現場見ている人と見てへん人もおるし、それぞれ捉え方が違ったことは事実なんですけれども、やはり検証委員会まで発展した状況を考えると、今の議員として、1期目の人も古い人もみんなこの問題については関心は持つ

ていたわけなんですけれども、なかなか、皆さん方がこういう資料を提供しているからその方向でいきますよというような感じで、説明が本当に単純で楽観的な報告であったなというふうに思うんです。

この検証委員会までいった過程を考えると、やはり毎日住民の方々が、そういう現場に近い人が、こんな工事どうなってるのということでの怖いこと、それと、現実、家が被災された人に直接話を聞いた住民の人たちの中で、そういう専門的な知識を持つてはる人の知識も含めて、そして、自らの動きで情報公開でいろんな資料を入手されて、1,000枚以上の資料をコピーをされて、それを提言書として議会に持ってきて、我々議会としてそれを町に議長から上げていただいて、この問題についてどうするんやということが、検証委員会ができたきっかけなんですよね。

ですから、そういう意味合いでは、非常に議会、それは専門的ではないけれども、そこに我々に対する情報提供すらやはり、それこそ1,000枚という資料の数を言いましたけれども、我々に配られた図面なんていうのは本当5、6枚なんですよ。3回ほどの報告あったけれど、10枚にも満たないんですよ。そういうやっぱり議会軽視ではないけれども、議会ももっと言えばよかったわけなんだけれども、そういうきっかけでこれが起こったんだ、今までここへ来たんだということについては、これはこれからもどの部局でもこういう問題が起こるかも分からない。災害ということでは今の部局だけれども。そういうことをやはり肝に銘じていく必要があるんじゃないかなと思っています。

それと、検証委員会をずっと傍聴させていただいてきた感想からいうと、我々議会に対しては、説明された職員さんは司会をして、今日も報告いただいたけれど、現実的に専門家に答えるときは、やっぱり現場でそれを担当した職員さんが、事細かく説明をされているんですよ。それからすると、何か議会で聞いていた中身は、ああ、こうちゃんとやってくれているから楽観的な、これで駄目やったからこういう機械をつけんやなということで、すんなり議員としても受け止めたことは反省しているんやけれども、やはり、こういう技術的な専門的な問題であればあるほど、議員は素人やということも思っていた上で、初めから議会に対する説明についても、そういう現場を見て、現場で図面引いてはる人が議員に対して説明をするということのほうがもっと言葉は通じるし、もっと緊張感が得られた会議になったん違うんかなと思うんですよ。

ですから、ある住民の方からこういう問題どうなっているんですかと聞かれたときに、私は議会で頂いた資料で説明をするわけやけれど、それではやはり皆さん納得せえへんから、それやったらみんなでちょっと考えてやっていこうよというて、住民の皆さんのそういう固まりができて、非常に時間も労力もお金も使って集めていただいた資料を議会に提出していただいたことが、この検証委員会をやるきっかけになったんですよ。

ですから、これもやはり議会と理事者側の信頼関係の中で、そこまでまだまだいけなかったということは、これは絶対忘れてはいけないし、教訓にして、今後やはり議会に対する情報提供であるとか説明とかそういうことについても、お互い緊張感持ってやっていく本当にいい勉強になったというふうに思っています。ありがたいことに、それをちゃんと重要なこととして、その後、理事者側の方は3回専門家の中でそういう形でやって、こういう提言書ができて、それについてこうしますということを説明していただいている。これは結果オーライではないけれども、やっぱり順番を踏んだ中では、議会と理事者側で得たこれ財産として、今後こういったことが、やはり通常の中で、我々のキャッチボールの中でできるようなことにしていかなければ、非常に大きな財産にしていかなければいけないというふうに思っていますので、ぜひよろしくをお願いします。

それと、要望としては、今言われた今後のやり方についてはスピード感持ってどんどんやっついてかないかんし、監視体制もきっちり持った上で、やはり信頼関係が正味住民の被災された方と町側では当初から崩れています。これはもう実際そういう言葉を聞いているんで。ですから、そこも含めて丁寧な交渉を今後やって、納得していただくような形を導いていただきたいなというふうに思います。非常に長い時間かかっていますし、これからまだ走るんですけれども、今までのご苦勞に

つについては敬意を表したいと、このように思います。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかにありますか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）すみません。ありがとうございます。

検証委員会も傍聴させていただきまして、本当に専門家の方のご意見等、しっかり指摘していただいて、大変私たちも勉強になったんですけれども、今回その提言を受けて、町としてはどうするのかというところを今日説明していただいたと思うんですけれども、その中で、一応やっぱり町としても、そういった専門家との連携というものは必要やからというところを検証委員会の中でも聞かせていただいて思ったんですけれど、そのために、まずは協定書を締結するというふうに今後の取組の中にあるわけなんですけれども、この令和3年度中に協定を結ぶというところですか。もう専門家等も目星というか、あるんでしょうか。

議長（二見裕子君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今、渡辺議員おっしゃられている協定につきましては、もう既に先ほどから言っています検証委員会の委員さんをやっていたいただいた地盤品質判定士会のほうと、今もう素案については大分やり取りしています。総論的には、もう判定士会さんのほうも中身いいよみたいなことは今言っていた中で、実際、今日も判定士会さんのほうの関西支部の幹事会のほう、今日やっています。その中で、ちょっと細かいところを最後詰めていただけるんだと思うんですけれども、それがまた返ってくれば、来月ぐらいになるんか今月末になるんかはちょっと分からないんですけれども、その辺でもう一回判定士会さんとも話を詰めさせていただく中で、最終締結のほうへ持っていったらというような今段取りで進めてございます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）分かりました。

関わっていただいた方もこの状況を分かってくださっている方に、専門家として、判定士という形で締結するというところですね。分かりました。

その分の今後の流れの中で、この施設管理と地下水対策といろいろあるんですが、②の施設管理につきましては、今、災害があった雨山の後の管理状況を何点か、二次災害にならないようにというところを見ていくというところがあるわけですが、そこもしっかりと判定士さんに関わってもらってしていくというところなんですよ。

その中で、ちょっと気になるのは、目視点検とあるんですけれども、目視というのがどんなかなど。数字的に何か分かるような、判定できるようなものがあれば分かりやすいけれど、目視というところ、最初に災害が起こる前に、住民さんから少し地盤がずれてきているようなという報告があったときに、目視で見落とししたというところがあったかと思うんですが、その辺のところはちょっと気になったんですが、その辺はどうなんですか。

議長（二見裕子君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）この施設管理の②のところなんですけれども、以前からやっていた、同じように上にあるU字溝だとかにも定点設けて、そこをトランシットという測量機械で確認はしてございます。それプラス、やっぱり排水の水路なんで、その中に草とか土とかがたまっていると、せっかく、そこののり面に降った雨がそこの側溝を使って流れなくなってしまうように、たまっている物は目で見てあげればどけるという、そういった目視です。

あと、アースアンカーとかというのはなかなかそういった測量でというのは難しいところもあるので、やっぱり地表に出ているところが何かふだんと違う傾きがあるとか、そういうのを目で見て、もし異常があれば、専門家の意見も聞きながら、またその辺対応していくというようなことになろうかと思います。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）そしたら、その定期的にとというのはどういう周期の定期的になるんですか。

議長（二見裕子君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今のところ、一月に一遍ぐらいは行くようにしてございます。仕事の関係でちょっと隙間が空いてしまうときもございますが、今、まだ去年の12月で現場終わってというところですので、まだ1年たつたたんかぐらいですので、まだ今は一月に一遍ぐらい見て行ってはいます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）その結果でまた専門家、判定士さんに相談するという形で、またしっかりと管理のほうをお願いしたいと思います。

最初の①の住民さんのほうの対策につきましてですけども、この分につきましてはまだちょっとお時間かかるかと思いますが、住民さんも傍聴されていたんですよね、この検証委員会。住民さんのほうから、その検証委員会を傍聴した上での何かご意見等ありましたでしょうか。

議長（二見裕子君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）直接お会いすることも、検証委員会の後もあったんですけども、特に検証委員会の内容についてということで、何か町に申されたというのはございません。

検証委員会やった後でも、やっぱり現状まだ、検証委員会の中でもあったように、潰れた分の補償というのはまだできていない中で、まだ大型土のうをやってブルーシートをかけた状態というのがそれぞれのおうちにある家もあるんですけども、その辺、シートをめくって状況が変わっていないかというのも、先月の末にも1回おうちのほうへ寄せていただいて、おうちの方ともちょっとお話ししながら、直さなあかんとところはちょっと直させてもらってというところもしてはございます。

その中で、特に検証委員会の中でこうやったらどことうなのみたいなことは、ちょっとご意見としてはいただいている状況です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）分かりました。

検証委員会で、住民さんも町がしっかりと検証して対応してくれるというところを感じておられるかなというふうに思いますので、しっかりと丁寧に対応していただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

それともう一つ、いいですか。最後のところにあったんですが、「おわりに」というところで、本町におきましては、土砂災害警戒区域というのがやっぱりたくさんあるから、その分につきましても今後取り組んでいく中で、そういった専門家との協定を結んでいくんだというふうなご説明あるんですけども、そういったことも踏まえるのであれば、土砂災害警戒区域にあるその危険箇所につきましても、もう事前に検証というか地質等を、専門家の方と提携を結ぶので、そういった連携の下、まずもってそこの辺の警戒区域の地質調査というんですか、そういうものも検討されておられるんでしょうか。

議長（二見裕子君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今、議員おっしゃられている土砂災害の危険箇所、町内に50ぐらいありますので、それはなかなか一遍にとは難しいかと思うんですけども、協定締結した中で、平時のいろんなやっていくお願いの中では、危険箇所の中でもどれが優先的に危険なんやろう、どこが一番危ないんやろうみたいなことは、一回ああいった専門家の方の目で見ていただいて、優劣じゃないですけども、危険なところはここが一番危険じゃないかなみたいなことのご意見は一回いただくかなという思いは持っています。

ただ、それに対して土質調査までというところにまで発展するかというのは、見ていただいた中で、またその辺は専門家の方の意見も聞きながらということになってくるのかなとは思っています。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）事前防災という形で盛土をしている地域もあるかと思しますので、そういったところも含めてまたしっかりと、せっかく協定を結んだ専門家の方のご意見を随時聞けるように取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

議長（二見裕子君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今、渡辺議員おっしゃられたことは、もう大変僕らも思っているところで、急傾斜地の危険箇所というのは、どうしても下におうちがあるところというのがほとんどというか、ないと危険箇所に設定されないんですけれども、そうじゃないところでも、急なところで本当に危険なところないのかなというのを併せて見ていけたらなという思いは持っております。

以上です。

議長（二見裕子君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）渡辺議員、最初のほうに前段で言われました前兆現象という形で、今までですと、前兆現象は何もなければ何なのか分からないという、職員の中でも日々の作業に追われておりますので、今回議員の先生言うていただいたこの最初の平成27年度に起こったことが、これがこれぐらいの大きな規模の災害になるかどうかというのはやはり困難です。ですので、庭瀬課長今言いましたように、平時からの判定士等の専門的な技術を持たれている方とコミュニケーションを取りながら、これが崖崩れなのか大きな災害に起こるものなのかを、技術力の向上になるんですが、もうシステムとして一旦疑問を持つと。それを上まで上げてきて、ほかの施設でもあれば一旦オール役場として受けるような体制を今構築していかな駄目ではないかと今考えておりますので、その辺は減災防災に向けて頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。坂上議員。

14番（坂上巳生男君）冒頭で職員のほうから今回の提言についてご説明いただいて、その後、各議員からいろいろと質疑応答ありましたので、おおむね提言の中身については理解するところです。時間をかけて検証していただいて、かなりいい検証結果になったのではないかなとは感じているんですが、1点だけちょっと気になる点についてお尋ねしたいんですが、事務検証対象事項3項目めの助言の中で、技術職員が減少しており、監理業務を委託することで災害復旧事業を円滑に進めることができるのではないかと助言がございました。

これは私、検証委員会を傍聴しておりました折もこういう発言があったのを記憶しているんですが、監理業務を委託するという、それはそれで一つの方法ではあるかとは思いますが、技術職員が減少している、技術職員が要するに少ないと、今の町の体制では技術職員は少ないけれども、かといってそう簡単には増やせないものだから、監理業務を委託することで対応したらいいん違いますかということで、ではそうしましようというふうな結果になっているんですけれども、果たしてそれでいいのかという疑問がちょっとあるんですが、その辺はいかがですか。

議長（二見裕子君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今、議員おっしゃられているように、技術職員の減少というところなんですけれども、実際毎年見ている中でも、職員の募集の中でなかなか技術職員というのが応募していただけないという現状は確かにございます。辞める人に対して入ってくる人が少なくなっているというのは、それは確かに今ある中ではございます。

ただ、監理業務を出すというのは、一つはそういった技術職員がというところもございますが、やはり今の検証の中でもありましたとおり、職員で、今回のような現場の前兆でここまで大きな災害になるというところが、なかなか判断するのは難しいよねというご意見、議員のほうからもいただいた中で、その辺はやはり専門にたけた方に、一番最初にこの現場はどんなふうになるという判断をしていただくのも一つ大事です。よみたいな意見もいただいているところではございます。どちらかという、そちらに向けた中で、最初にそういった専門家に見ていただく。その中で、設計をやっていく、施工していく中で、キーポイントになるところでは、やはりそういった専門家の意見もいただいく。べったりつくんじゃないでポイント、ポイントでそういった方のご意見をいた

だくということが、今回のような二の舞にならないような一つのやり方でもあるのかなというところで、委託業務の監理業務、工事施工の施工監理業務というところを上げさせてもらっているというところもございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）すみません。少しだけ補足させていただきます。

職員が減少しておりという前段と管理業務を委託する云々かんぬんの後段、この2つに分かれています。監理業務を委託する云々かんぬんというのは、やはり今まで申し上げておき、いわゆる職員を助けるべきじゃないのかと。この短期間、災害復旧2か月以内に災害査定があるというのも含めまして、やはりそういう民間の力、設計者の力といいますかね、そういうものを、これまで土木業務に関してはあまり活用してこなかったというのがございます。やってこなかったわけではないんです。物によってはやってきたというのがあるんですけども、それをもう一步踏み出して、活用していけばいいのではないかとこの部分。

前段の部分の職員が減少しているのは、これあくまで、ちょっとすみません、整理して書いている部分もありまして、「減少しており」と書いていますが、総論的なものとして考えていただければいいのかなと。

先ほど課長申し上げましたように、なかなか採用募集しても来ないよねという部分が一点あるのと、本町だけではなくて、今、離職率がやっぱり高くて、セカンドじゃないですけども、我々のように終身的な時代ではなくなっているというところも含めて、やっぱり子どもの数が減っているという部分も含めて、総論としては、やっぱり技術職員がどんどん増えていくというような状況でないのはもう明らかでございますので、そういう意味からしても、やはりそういう民間の力というの活用していてもいいのではないかとこのように理解していただければと。職員を減らすというところでの見解ではないというところで、理解していただければと思います。

議長（二見裕子君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）その点は一定理解いたしますが、現在、その担当部署にいる職員の技術力向上という点ではいかがですか。

議長（二見裕子君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今、在職している職員につきましても、やはりそういった専門的な知識、日々は勉強しておりますが、今回の現場であれば、起こったらやっぱりすぐ判断していかなあかんというところもございますので、その辺を専門家の力も貸していただけると、自分らも勉強になるし現場のほうも対応していけるというところで、ひいては職員の技術力の向上にもつながっていくんじゃないかということで考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、案件1、普通河川雨山川災害復旧事業に関する提言書についての件を終了いたします。

以上で、本日の案件は終了いたしました。

議長（二見裕子君）次に、その他報告が2件あります。質疑は全ての報告が終了した後にとまとめて承ります。

まず、令和3年人事院勧告への対応について報告願います。橘人事課長。

人事課長（橘和彦君）それでは、令和3年人事院勧告への対応についてご説明させていただき予定でしたが、現時点、国家公務員の給与法の改正が未定、12月1日の基準日時点で改正が行われ

ない見込みが立ってございます。国家公務員と地方公務員の給与水準の均衡を図るためには、町職員の給与条例の改正も見送らざるを得ない状況でございます。

つきましては、資料等を提出しておりますが、報告案件としましては、申し訳ございませんが取下げさせていただき、令和3年度の人事院勧告への対応については、国の対応に合わせて見送ることを報告させていただきます。ご理解のほどよろしく願いいたします。

なお、人事院勧告を見送った後、国の対応を注視しながら、国の対応に合わせて適切に手続を進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、報告とします。

議長（二見裕子君）次に、新型コロナウイルス感染症対策の拡充についての1つ目、新型コロナワクチン追加接種（3回目）について及び2つ目、PCR検査体制の拡充について報告願います。石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）それでは、新型コロナウイルス感染症対策の拡充につきまして、国の交付金や補助金を活用し、11月補正に計上しております3つの施策のうち、新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）についてとPCR検査体制の拡充につきまして、私のほうから説明させていただきます。

1つ目の新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）についてでございますが、厚生労働省から9月22日付の事務連絡により、3回目の接種の必要性が示され、実施に向けた体制確保を図っております。また、11月17日に自治体説明会が開催され、対象者等を含め変更点が多くありました。現在も変更点、検討中である点も多く、現時点での状況となりますことをご了承ください。

2つ目の予算についてでございますけれども、11月補正予算として、新型コロナワクチン接種事業1億1,522万9,000円を計上させていただいております。本事業は、接種に係る費用については、新型コロナワクチン接種対策負担金6,214万5,000円、体制確保に係る費用につきましては、新型コロナワクチン接種体制確保事業費補助金5,308万4,000円と、全額補助となっております。

3つ目の今後のスケジュールにつきましては、11月下旬から順次個別通知を行い、12月、1月号広報等で掲載を予定しております。

もう少し詳しい内容につきまして、2ページの別紙1をご覧ください。

3回目接種の概要について、1回目、2回目接種との違いをまとめております。

対象は2回接種完了者。ただし、18歳以上の方に対する3回目の接種を今回上げております。

追加接種として、ファイザー社ワクチンが薬事承認されたことを踏まえ、まずは18歳以上の方が対象と位置づけられたものです。

接種間隔は2回目接種から原則8か月以上たった方。

使用ワクチンは、mRNAワクチンを用いることが適当であり、当面はファイザー社ワクチンを使用し、モデルナ社ワクチンについても薬事審査中でございます。

それ以外のワクチンにつきましては、科学的知見を踏まえ、引き続き検討されていく予定です。

回数は、追加接種1回、開始時期は令和3年12月からとなります。

また、接種期間は令和4年9月30日までとなっております。期間中は療養中のために今まで接種ができなかった方などを対象に、1回目、2回目の接種も含めて接種することが可能となりました。

医療従事者の接種につきましては、1回目、2回目は大阪府から接種券やワクチンが配布されましたが、今回は、医療従事者等への優先接種は実施されず、接種券は住民票のある各市町村から配布されることとなります。

3ページをご覧ください。

本町が目指す接種体制についてでございますが、今までと同じく土日に集団接種を行います。近くて安心してかかりつけ医で接種できるよう、個別接種重視型として推進してまいります。

続いて、4ページをご覧ください。

1回目、2回目の接種率を年代別に推移を示したものでございます。10月中には目標であった2回目接種済みの方が80%を超え、年代別には60歳以上の方は90%、40歳以上の方は80%を超えている状況です。11月16日現在では、1回でも接種された方は84.8%、2回目接種済みの方は82.3%となっております。

5ページをご覧ください。

今回接種に際し送付させていただく接種券のイメージでございます。今回の封筒は、アマビエのついたピンク色の封筒で送付される予定です。送付される内容ですが、初回接種とは違い、シールつきのものではないA4の用紙に印刷した接種済証と接種券つきの予診票、独自の案内チラシ、ワクチンの説明書を封入する予定でございます。

接種済証及び接種券付予診票には、1回目、2回目の個々の接種歴及び住所や氏名、生年月日を記載しており、もし紛失等なくしたり接種当日に予診のみで接種できない場合は、再度申請が必要になりますことをご留意ください。

次に、6ページをご覧ください。

3回目接種に向けた接種計画（案）を示しております。なお、対象は18歳以上と急遽なりましたが、今後の状況も踏まえ、この接種計画（案）は、2回接種済みの方全員が接種できる体制として数を記入させていただいております。

令和3年3月、4月に2回目を接種された方は12月が8か月後となりますので、12月が3回目の接種時期となります。5月に接種された方は、医療従事者の方は12月中旬に接種券を送付し、一般住民の方は早くても5月下旬が2回目の接種となりますので、年末年始を避けて、1月上旬に接種券を送付する予定でございます。その後、順次2回目接種から7か月目に接種券を送付していきます。

続きまして、7ページをご覧ください。

接種の申込みは、基本的には接種券が届いた後となりますが、65歳以上の方で、2回接種完了月が5月から7月の方に対して先行予約を行う予定でございます。

具体的には、12月に先行予約の案内通知を2回目接種の完了日ごとに順次発送させていただき、町内の医療機関及び集団接種をご希望の方は、コールセンターで12月25日までの間、一括予約受付をいたします。また、先行接種の予約につきましては、個別通知に加え、12月広報で同時に回覧する予定でございます。

なお、今後につきましては、5歳から11歳のワクチン接種につきましても、早ければ令和4年2月からの開始も検討されているなど、今後の状況に応じて変更される可能性も高く、その都度また報告してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、9ページをご覧ください。

2つ目のPCR検査体制の拡充についてご説明いたします。

本町におけるPCR検査体制について、第6波に備え、クラスター拡大防止を目的とした既存の熊取モデルの拡充と、新たに社会経済活動のためのPCR検査への助成を行い、感染状況や目的に応じたPCR検査体制の拡充を図ってまいります。

まず、1つ目の新型コロナウイルス感染症へのPCR検査（熊取モデル）の拡充についてでございますが、令和2年11月26日に締結した関西医療大学との連携協定における検査体制において、対象者を拡充し、検査費用の自己負担分を無料化いたします。

目的は、事業所等でのクラスター拡大防止であることは変わりありません。

拡充内容でございますが、対象者として、町内事業所等では同時期に2人以上の感染及び陽性者との接触の可能性を条件としておりましたが、2人のところを1人でも感染が確認された場合は対象といたします。町外にお住まいの従業員の方もこの場合、対象となります。府内の事業所等の場合は、同じく1人でも感染が確認された場合も対象といたしますが、こちらは町内に居住している方に限ります。

拡充点といたしましては、濃厚接触者等との接触により感染に不安のある場合、検査を希望する町内に居住する方も対象となります。ただし、行政検査やクラスター対応の方が優先となりますことが条件となります。自己負担額は無料といたします。

予算は、現状、予算内544万8,000円を計上済みでございますので、その予算を活用して運用してまいります。

2つ目に、新たに民間検査機関でのPCR検査費用の助成を行います。

日常生活や社会活動等において安心して行動できるよう、感染状況の確認や、ワクチン接種を受けられない方が各種サービスの利用に際し代替手段としてのPCR検査に係る費用について補助いたします。

①実施内容でございますが、補助対象者といたしまして、住民であること、唾液の検体採取が可能な方を対象といたします。熊取モデルと同じく、発熱等の症状のある行政検査の対象の方は除かせていただきます。

対象となる検査につきましては、厚生労働省ホームページ、自費検査を提供する検査機関一覧に掲載されている検査機関での検査に限ります。近隣では泉佐野市内に2件、泉南市内に1件等がございます。

続きまして、10ページをご覧ください。

補助金額といたしましては、自費によるPCR検査等の検査費用のみで、令和3年12月1日から3月31日までの検査が対象であり、1人につき期間内で8回まで申請が可能とし、検査1回当たり、補助金額は上限3,000円とさせていただきます。事業所や事務所で負担した検査費用以外の診察料や証明書発行料、早期結果判断のための上乗せ料金等は対象となりません。

申請方法といたしましては、町指定のPCR検査補助金申請書、請求書や検査結果の写しを貼った用紙、振込口座確認書をご用意の上、郵送または窓口のほうで申請することができます。

予算といたしましては、11月補正にてPCR検査等補助金として1,500万円を計上させていただいております。財源としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用予定でございます。

なお、今後、国のほうでもPCR検査結果証明書等についても検討されておりますので、今後につきましては、国の動向も見極めつつ対応してまいりたいと考えております。

以上で、私からの報告は終わります。

議長（二見裕子君）次に、新型コロナウイルス感染症対策の拡充についての3つ目、自宅療養者等への生活支援について報告願います。降井生活福祉課長。

生活福祉課長（降井広志君）続きまして、3点目、自宅療養者等への生活支援について報告させていただきます。

資料のほう、11ページをご覧ください。

本事業につきましては、現状では陽性者がほとんどいない状況となっておりますが、第6波に向けての自宅療養者等への生活支援の準備を行うものであります。

まず、自宅療養者及び濃厚接触者数の推移につきましては、8月27日をピークに、10月22日時点ではゼロ人となっております。

次に、本町が取り組む生活支援につきましては、自宅療養を行う世帯及び家族全員が濃厚接触者の世帯に対し、支援が必要な場合に、食料品や日用品を詰め合わせた生活支援パックを届けるものでございます。事業の目的としましては、自宅療養をする方や濃厚接触者への不安軽減と買物のための外出を防止するものでございます。

対象者は、新型コロナウイルス感染症の陽性者で自宅療養者及び新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者で要介護者、障がい者、児童等のスーパー等への宅配の申込みが難しいなど、近くに支援を受けることができる方が全くいない、電話での注文等の外部との連絡が取れないなどの買物の支援が必要な方といたします。

支援方法につきましては、対象者から相談をワクチンコールセンターで受け付け、必要物品等の聞き取りを行い、コールセンターから役場と物品調達事業者に連絡、支援パックの準備を行います。配送事業者または事業者での配送が翌日となるため、緊急の場合は町職員が受け取り、対象者宅に置き配で届けることとします。

自宅療養者と濃厚接触者への支援については、下の表のとおりとなっております。

続いて、周知方法につきましては、保健所から自宅療養となった陽性者や濃厚接触者となる家族に向けての支援案内により周知することとします。なお、支援の条件としまして、支援を受けることのできる方が近くにいない、ご家族が要介護者、障がい者、児童のみ等で外部との連絡を取りにくいなどの理由により支援が必要となる場合を記載し、支援の対象となる方を明確にします。

生活支援パック内容につきましては、マスク、手指用消毒薬等の衛生用品セット及び約1週間分の非常食を主とした米食、レトルト食品、水等の食料品、また、感染拡大に伴い、保健所からの貸与が難しくなった場合におきましては、パルスオキシメーターの貸与を含めてまいります。

配送につきましては、配送事業者が置き配で宅配するものとして、配送事業者による宅配は翌日配送となりますので、緊急の場合や件数が少なければ、町職員での配送対応も検討することといたします。

必要経費としましては、1パック当たり1万円程度で、自宅療養者のみの世帯につきましては保健所からの食料支援がございますので、日用品のみ3,000円程度で支援を行います。配送費用につきましては1件当たり2,070円を見込み、月に30世帯、4か月分の総額144万9,000円を11月補正予算で予算要求しております。

財源措置としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をクラスター発生子防のための外出抑制に係る費用として10分の10を充てることとしております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

議長（二見裕子君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）先ほどございました説明の取組に併せまして、私から熊取町版緊急生活・経済支援につきまして、口頭で申し訳ございませんが報告いたします。

先ほど来ございますとおり、新型コロナウイルス感染症の感染状況は落ち着いているものの、引き続き、コロナ禍で影響を受けている住民生活を下支えするとともに、新型コロナウイルスワクチン接種を促進するため、熊取町版緊急生活・経済支援（第5弾）の取組といたしまして、町立保育所等副食費無償化事業、2つ目が町立小・中学校給食費無償化事業、そして3つ目が町内循環バス（ひまわりバス）運賃無償化事業、こちらの事業期間を令和4年1月1日から3月31日まで延長するよう進めております。

つきましては、くまとりふるさと応援基金、こちらを財源といたしまして、当該事業に要する予算を令和3年度熊取町一般会計補正予算（第7号）に計上し、令和3年12月熊取町議会定例会に同補正予算案を上程することをお知らせいたします。

なお、児童・生徒の保護者をはじめ関係者に対し、今申し上げましたものと同内容の周知を行うことにつきまして、あらかじめ議員各位にご承知おきくださいますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（二見裕子君）そのほかの報告が終了いたしました。質疑があれば承ります。質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）3回目のワクチン接種についての対象が2回目接種完了から原則8か月以上という形でご説明あったんですが、今ちょっと国のほうでも6か月という声も出ているかと思うんですが、それは各自自治体の判断に委ねるといふようなことかと思うんですが、その辺のところはどうなんでしょうか。

議長（二見裕子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）その点につきましては、11月17日に自治体の説明会のほうがございまして、厚生労働省のほうからの見解としましても、原則8か月以上とするということで定めがございました。一つには、ワクチンの供給が、2回目の接種に合わせて供給される量は、まず6か月になった分で頂いておりません。それと、原則は8か月で、もしすごくクラスターが多く発生するような状況になった場合、その場合は市町村の判断だけでなく、その場合は国に相談するよというということも言われております。今までも8か月後ということでの準備も進めておりましたが、国からもそういうことで原則というふうに言われておりますので、町といたしましても、原則8か月ということに対応させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかにありませんか。坂上議員。

14番（坂上巳生男君）すみません、1点だけ。PCR検査の拡充ということで、かなり思い切った対応をしていただいていると思うんですが、9ページのところの条件緩和A、Bとあって、その拡充というところの説明に関して、もう一度ちょっと説明していただけますか。

議長（二見裕子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）拡充の部分ですけれども、今までは事業所が申し込むという形であったこと。事業所でクラスターが起こった等で不安になったことが対象になっていたんですけれども、それだけじゃなくて、周りで濃厚接触者等の不安がある方、一般住民の方も、事業所からの申込みだけでなく、自分からお申込みすることができる、家族単位で申し込むことができるということで、この部分を拡充させていただいております。

議長（二見裕子君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）ここの文言の表現なんですけれども、濃厚接触者との接触により感染の不安がある方ということで、非常に微妙な表現なんですけれども、その方が濃厚接触者と思われる方と自分が接触していると判断したら、私はこうこうこういうことで不安がありますと、町にそういうふうに申告すれば検査を受けられるということなんですか。

議長（二見裕子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）どこそこの誰かが濃厚接触者であるという証明まで、そこまでは要りません。そういうことの不安がある、濃厚接触者の方と接触したようなので不安があるという場合は、検査の対象となります。

議長（二見裕子君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）特に厳密には判断しないということのようですが、そうしますと、その方が自分が何か濃厚接触者と接触しているというふうに思っていれば、必ずPCR検査を受けられるということになりますよね。

議長（二見裕子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）そういう方も対象とはなりません。ただし、先ほども説明させていただきましたように、病院で行政検査を受けられる方も同じく関西医療大のほうで検査を受けている枠もございまして、クラスター等が起こった場合は100人とか単位で入りますので、そういう場合は、その方々がまずは優先されるということはおご了承ください、必ず検査できるとは限らず、そういう空きがあった場合に、そういう方々も受けることができるというふうにご理解いただけたらと思います。

議長（二見裕子君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）それと、一般的に民間検査機関で自主的にPCR検査を受けて陽性になった場合は、そういう場合はまた改めてきちんと行政検査の形でPCR検査をもう一度受け直さないといかないと、そういうふうに入っているんですけれども、この場合のPCR検査は、もうそれで即陽性であれば、そういう陽性の判定ということですか。

議長（二見裕子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）国のほうでも、PCR検査等については、その精度ということが課題に上がっていたと思います。今回対象となる検査自体は、厚生労働省のほうがここでの検査はということで、自費検査で提供する検査機関の一覧というところに載った機関に限りというふうにさせていただきました。そこで受けた検査がもし陽性の場合、医療機関等に紹介いただくなど、そういうことができる検査機関がこの一覧に上がっておりますので、ある程度精度のある検査機関の場合に限り今回補助させていただく予定でございますので、皆さんこの検査を受けて、次またもう一度検査しないといけないという精度のところではないと理解しております。

以上です。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）すみません。ちょっと今の説明の中で、今回の拡充については、熊取モデル、現行の制度を拡充するというのが一つ。それから、新たに民間の検査機関、こちらのほうの検査をした方も、1回3,000円の分を上限として、8回の回数を上限として補助させていただくというの追加で、新規でやっております。

ですので、先ほどもおっしゃっていただいたように、ちょっと不安やなというだけの場合でも、民間の場合ですと条件なく受けていただけますので、そちらのほうをご利用いただければと思います。

なおかつ、先ほど課長が申し上げたとおり、この民間の分についても厚労省が認めた、認めたという一覧に入っている精度の高い検査機関になりますので、そちらで万が一陽性ということになりますと、基本的には保健所のほうに通知という格好で、後は通常の流れで流れていくというような形になりますので、近くでは泉佐野市ぐらいになるんですけども、大阪府内は各所、何か所もございます。お近くのところでお受けいただけると。不安のある方は、そういったところで受診いただけるということで、今回新規にしたというこの2つの部分が拡充という意味で入っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）その自費検査を提供する検査機関一覧とありますけれども、これ、厚労省のホームページに掲載の検査機関での検査に限ると。これは、こういうものを住民さんに周知するときには、その検査機関一覧というものは、もうホームページ見てくださいよという形になるわけですか。

議長（二見裕子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）町のホームページのほうでは、府内の分のほうには、こういうところがあるというのにリンクさせるなど等は検討しております。

議長（二見裕子君）よろしいですか。ほかにありませんか。田中議員。

1番（田中豊一君）2点お伺いしたいんですけども、まず、今町のホームページに出ているワクチン接種の状況、これは11月16日現在で、1回目が84.8%、2回目が82.3%ということで、もう大阪府下でも突出したこのワクチン接種率ということで、皆さん方の努力には敬意を表しますし、これはもうよそにも自慢できる状況で、約50日間陽性者がゼロだということで、これは非常に熊取町役場の努力というのが顕著に出ていると思うんですけども、その中で、またこれを拡充していただけるということは非常にありがたいことなんですけれども、ちょっと2点お聞きしたいのは、隣の泉佐野市では、この3回目の接種に関してか、今2回打った人の、どれぐらいワクチンが体の中に残存しているかということで、抗体検査を2回無料でやっているんですけども、これをやらないのかというのが1点と、2点目は、やらないんだっとなぜやらないのかというのを教えていただけますか。

議長（二見裕子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）まず抗体検査につきましては、そのときの抗体量は分かっても、半年後の抗体量は分からないということと、ワクチン接種3回目はその抗体量にかかわらず対象と

はなりますので、そのことと、あと抗体量だけでその方の新型コロナウイルス感染症への抵抗力というか感染への防止力があるかどうかということについては、まだ細胞的な免疫力というところもござい
ますので、それだけでは言えないということがあります。

町内の中でどれぐらいの方が抗体を持たれているのかという、統計的に見るということではある
一定意味があるかとは考えております。

国のほうでも、東京や大阪等では、また抗体検査等でどれぐらいの方が抗体を保有しているか
というところは調べていくという情報も以前いただいたこともございますので、そういう大阪という範
囲での状況は、地域としての状況というのは加味させていただきたいとは思いますが、本町
の範囲内で、個人のことで、抗体価が低いからといってすぐにワクチンの接種の対象者にはなら
ない。2回目の接種対象のところまで待たないといけないという不安感をあおることかもしれない、
抗体価が高いから接種を受けないという選択肢になってしまうかもしれないということもござい
ますので、本町では、抗体検査の助成ということは今のところ考えておりません。

以上です。

議長（二見裕子君）田中議員。

1番（田中豊一君）趣旨は分かりましたですけれども、そういうことであれば、たしか熊取町が大阪府
下の町村会を代表して、ワクチン接種のプロジェクトチームに入っているということを知っていま
すので、そういった中で、大阪府、たしか大阪市内とそれ以外のところで分けて、抗体の検査とか
やるとかやらないとかという情報が前にあったと思うんですけれども、そういう実施の要望とかで
もぜひ上げていただきたいなと思うんですけれども、そのあたりどうですか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）ワクチンの調整会議のほうには入らせていただいております。ただ、先ほ
ど課長のほうの説明にありましており、抗体検査そのものがなかなか、精度がどうやというまだ
疑問符、クエスチョンがつくような状況でございます。ただ、先ほど議員がおっしゃっていただ
いたとおり、3回目接種を控えて、にわかに抗体検査の人気が出てきているというのも、これも事実
でございます。ただ、やっぱりそこは少し落ち着いた対応をさせていただきたいというのが、我々
の思いでございます。

抗体値というものが出ても、その精度が一定確保されていないと。厚労省のホームページを見て
も、抗体検査については、精度についてはまだこれから発展途上やというような説明のほうも出て
おります。そういった数字を基に3回目を打つ、打たない、もっと早く打たしてくれというような
話になりまして、これは先ほど申しましたように、8か月以上の間隔を空けるというのが国のほ
うから示されております。

それから、抗体値があるというふうになっても、それだけで安心されるとやはりまたブレークス
ルー感染ということが起こっても、これまた困りますので、我々とすれば、この抗体検査につきま
しては、統計的な、調査的な検査にとどめるべきであるというふうに考えておりますので、その点
についてはご理解をいただければというふうに思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）田中議員。

1番（田中豊一君）熊取町は実施していないということは分かりましたですけれども、やはりこの後、
第6波というような話もある中で、そのあたり統計的なものも必要やと思えますし、何か機会があ
ればお願いしたいと思えます。

2点目なんですけれども、今回、降井課長から自宅療養者の生活支援ということの説明をいただ
いたんですけれども、今は熊取町では陽性者がいないということで、そこまで考える必要はないか
も分かりませんが、一番やはり大阪府下でも陽性者が爆発的に増えたときに、ホテル療養と
いうのがあったと思うんですけれども、これもやっているところとやっていないところとあるん
ですけれども、ホテル療養者に対して何らかの補助金を出して、ホテル療養の、これは保健所とかそ

ういうところから指示あった分については、大阪府のほうから出ていると思うんですけども、そうではなくて、いろんな事情で家で療養できないというような方はホテルへ行ったということで、補助金を出している団体もあるんですけども、今後については、今はこの計画に入っていませんけれども、そういうこともやっぱりちょっと考えといていただいて、必要になれば対応できるように準備をお願いしたいなと思うんです。そういう点はいかがですか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）全体的な対策ということで、総合政策部のほうから答弁させていただきませんが、おっしゃるとおりでございます。今回は自宅療養のところにピンポイントを当てさせてさせていただいて、1万円パックというものをつくらせていただきました。

今後の動向なんですけれども、当然第6波、第7波、今このように自宅療養者ゼロ、また50日連続ゼロということで、非常にいい傾向になっているんですが、万が一また第6波、第7波が発生するようなことがありましたら、当然そちら議員ご提案の部分につきましても、この1万円の分と併せてまた検討していく必要があるものというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（二見裕子君）ほかにありますか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）すみません。私もその最後の自宅療養者への生活支援についてなんですけど、この分につきましては、私たちも公明党としましても要望させていただいてまして、こういうふうにしていただくことはありがたいかなというふうに思っております。

その中で、もう少し具体的に教えてほしいんですけども、ご家族の方で誰かが陽性者となったときに、ご家族の方が1人ホテル療養なり病院に入院された後の残りのご家族の方が濃厚接触者になって、ご家庭でご主人がもうそうやったとして、奥さんが濃厚接触者で子どもさんと一緒にそういった家庭の状況であったときに、保健所からまずは濃厚接触者のご家族に対して、こういった生活支援があるというのを説明してくださるということなんですかね。

議長（二見裕子君）降井生活福祉課長。

生活福祉課長（降井広志君）まず、保健所のほうから各ご家庭のほうに案内、こういう相談事があればここに連絡してくださいという、熊取町を含めた一覧をお渡しさせていただいて、それに連絡していただく。そこにコールセンターのほうも、連絡先として載っているという形になります。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）町とすれば、その情報がないから声かけというのとはできないかと思うので、保健所のほうからこういった支援をやっているよというところを案内してくださるということですね。そしてそのご家族の方、濃厚接触者の方がコールセンターのほうに連絡を取って、生活物資等の、食料等の支援をしてもらうように連絡を取ることなんですね。分かりました。そういったところで支援していただくということで、ありがたいと思いますので、よろしく願いします。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ほかに何かあれば承ります。野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、当初本日の予定にはなかったんですけども、熊取町総合防災マップについてご報告させていただきます。

今、部長のほうの皆様にお見せいただいておりますけれども、本日急遽ご報告させていただきましたのは、ちょうど本日まで納品されてまいりましたので、今日ちょっと全員協議会を開催されておりますので、慌ててご報告させていただいたところでございます。

マップにつきましては、議員の皆様との連絡箱のほうに配布させていただいておりますので、またご確認のほどよろしく願いいたします。見ていただければまたお分かりいただけるんですけども

も、こちらの総合防災マップにつきましては、従来の土砂災害のハザードマップに加えまして、水防法の改正を踏まえまして、想定し得る最大規模の降雨、おおむね1000年に一度程度の確率規模の降雨による洪水浸水想定区域図ですとか、地震災害、ため池災害のハザードマップも網羅した総合の防災マップとして作成しております。ですので、従来一枚物のマップから、今見ていただいているとおり冊子型のものへと全面改定してございます。

こちらのマップの住民の皆様への配布につきましては、12月広報くまとりとの同時配布によって、全戸に配布する予定としております。こちらのマップにつきましては、今後、住民の皆様から自らの住まいの区域のリスクについて理解していただきまして、日頃の備え、自主防災活動に役立てていただきまして、もって適切な避難行動につなげていただくべく、積極的に活用を図ってまいりたいと思いますので、議員の皆様におかれましても、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ご報告は以上でございます。

議長（二見裕子君）以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「14時59分」閉会）

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

二見裕子

議員全員協議会

月 日 令和3年12月9日(木曜)招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員	1	番	田中豊一	2	番	大林隆昭
	3	番	浦川佳浩	4	番	坂上昌史
	5	番	文野慎治	6	番	鱧谷陽子
	7	番	二見裕子	8	番	渡辺豊子
	10	番	田中圭介	11	番	河合弘樹
	12	番	矢野正憲	13	番	江川慶子
	14	番	坂上巳生男			

欠席議員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	教育長	岸野行男	総合政策部長	明松大介
	総合政策部理事	東野秀毅	総務部長	林利秀
	住民部長	巖根晃哉	住民部理事	山本浩義
	健康福祉部長	山本雅隆	健康福祉部理事	木村直義
	教育次長	阪上敦司	教育委員会事務局理事	原田哲哉
	環境センター所長	椿原康雄	保育課長	藤本明
	学校教育課長	三原順	学校教育課参事	松本歩
	図書館長	原田貴子		
事務局	議会事務局長	藤原伸彦	書記	瀬野裕三

案 件

- 1) 熊取町第4次子ども読書活動推進計画(素案)について
- 2) その他報告
 1. 新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価の方法書縦覧について
 2. 町立西保育所民営化の引き継ぎ状況について

議長(二見裕子君) 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜りありがとうございます。ありがとうございます。

本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

(「13時30分」開会)

議長(二見裕子君) 本日の案件は、熊取町第4次子ども読書活動推進計画(素案)についての1件、そのほか報告が2件であります。発言をされる方は、挙手の上着座で、マスクはつけたまま発言していただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は、会議の途中でも退出いただいても結構ですので、申し添えます。

それでは、案件1、熊取町第4次子ども読書活動推進計画(素案)についての件を説明願います。

原田図書館長。

図書館長（原田貴子君） それでは、熊取町第4次子ども読書活動推進計画の策定について説明させていただきます。

少々長くなりますがご容赦ください。

資料のページは、右下のページで説明させていただきます。

1 ページの1、まず初めに、熊取町第4次子ども読書活動推進計画について、経過、概要等を説明させていただきます。

2 ページ、別紙1をお願いします。

1 番、子ども読書活動推進計画の策定の背景についてです。

国では、平成12年を「子ども読書年」と定め、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行し、この法律に基づき、平成14年におおむね5年間にわたる施策の基本的方向を明らかにした「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。この国の計画を基に、大阪府では平成15年1月に、本町においては平成17年3月に、それぞれ子ども読書活動推進計画を策定しました。

2 番、本町における「子ども読書活動推進計画」の策定についてです。

本計画については、これまで5年ごとに見直し更新してきましたが、大阪府の第2次計画が8年後に見直しされたことから、第2次、第3次計画は、本町の計画策定後に大阪府の計画が策定されました。

今回、本町の第4次計画策定については、策定年度の調整を行い、国・府の第4次計画策定後、その内容を確認しながら本町の計画を策定し、今後についても国・府の策定のタイミングに合わせて策定していくことにしています。

説明が前後して申し訳ございませんが、次の3番を飛ばして、3ページの5番、第4次計画策定のための検討の経過及び意見等についてをお願いします。

後ほどご説明させていただきます今回の第4次計画（素案）につきましては、たたき台を作成の上、本計画の進行管理、計画の推進を所掌事務とする熊取町子ども読書活動推進連絡協議会、そして、その協議会に属する専門部会をはじめ、関係団体、図書館の運営全般に関わる図書館協議会などからご意見をいただき、いただいたご意見を反映し、素案としていただいております。

それでは、6番、熊取町第4次子ども読書活動推進計画（素案）についてご説明させていただきます。

まず、（1）計画の構成ですが、5ページをお開きください。

こちらは、第4次計画の目次になりますが、全体の構成としまして3章立てとなっております、第1章は、計画策定に当たってということで、子どもの読書活動を推進する意義、国・府の第4次計画の概要、本町の第4次計画の策定に当たってということで、目的を記載しています。

第2章は、現在の第3次計画における取組、成果、課題についてで、今回の第4次計画を策定する上で、これまでの取組の成果と課題、国・府の第4次計画から見てきた本町の課題を記載しています。

第3章は、基本方針と第2章で記載している課題への対応を含めた5年間の実施計画、そして、推進体制や計画推進状況の確認をする指標を記載しています。

それでは、3ページに戻っていただきまして、6番の（2）、今回の第4次計画の主なポイントについて説明いたします。

主なポイントは大きく4点あります。1点目は、計画の基本方針です。2点目は、今回、第4次計画で新たに追加した視点、考え方、3点目は、先ほど説明を飛ばしました第1次計画から第3次計画の主な取組の成果と現在の課題、そして、国・府の第4次計画の改正ポイント及び現在の熊取町の課題です。最後の4点目は、それら課題に対して、今回の第4次計画の実施計画でどのように対応していくかについてです。

それでは、主なポイントの1点目、計画の基本方針です。

最後のページ、61ページをお開きください。

上段に記載している5つの項目が基本方針になります。この基本方針については、これまで第1次計画から第3次計画までの流れの中で、基本的には同じ項目で継承しており、これら5つの基本方針に基づき、そのときの実情や課題に対して取組を考えていくところです。

続きまして、主なポイントの2点目、今回、第4次計画で新たに追加した視点、考え方ですが、今回の第4次計画ではSDGsの観点を計画に取り入れています。具体的に申しますと、まず、6ページをお開きください。

素案の第1章、第4次子ども読書活動推進計画の策定に当たっての1、子どもの読書活動を推進する意義の文章の最後の8行に、SDGs達成のため教育環境への取組、また、心豊かにたくましく生き抜くことができる人材の育成を目指すため、引き続き子どもの読書活動を推進していくことが重要であるとしています。

また、27ページをお開きください。

こちらは基本方針になりますが、その説明文章の最後5行にSDGsの観点を取り入れ、その下にはSDGsの17のゴールと教育を根幹としたイメージを掲載しています。

次に、主なポイントの3点目、第1次計画から第3次計画の主な取組の成果と現在の課題、そして国・府の第4次計画の改正ポイント及び現在の熊取町の課題でございます。

2ページをお開きください。

先ほど説明の順序を変え飛ばしました3番、第1次計画から第3次計画の主な取組の成果と現在の課題をご覧ください。

1つ目の括弧、主な取組の成果につきましては、ここでは説明を割愛させていただきます。

2つ目の括弧、計画期間から見えた現在の課題について説明いたします。

こちらは、現第3次計画の期間を振り返り洗い出した6つの課題になります。

1つ目、子どもと本をつなぐ役割を担うボランティアの育成ですが、これは、現在、子どもの読書活動の推進には多くの方々に関わっていただいておりますが、その活動を今後も継続していくため、後進スタッフの育成が必要ということから課題としています。

2つ目、保育所（園）・認定こども園・幼稚園の読書環境の充実ですが、こちらについては、現在でも各保育所等で絵本などを活用いただいておりますが、より子どもが身近なところで絵本に触れる機会を充実させることが必要との認識から課題としています。

3つ目、身近な場所（家庭・地域文庫・保育所（園）文庫）への支援ですが、こちらは、各保育所等で子どもたちが本を借りて家庭に持って帰ることができるよう、まずはその仕組みづくりが必要ということで課題としています。

4つ目、学校図書館の情報化ですが、こちらは、全国的に約80%が蔵書管理システムを導入し、貸出しや資料検索を行っていますが、本町では、その環境が整っていない状況です。学校図書館の資料をデータベース化、他校の学校図書館とオンライン化することで、図書の共同利用や各種資料の検索、子どもの多様な興味、関心に応える図書の環境が整備されることから課題としています。

5つ目、学校図書館を計画的に利用し、その機能を活用した取組の充実です。学校図書館については、学習センター、情報センターとしての役割を担っていますが、子どもたちが図書館を使って情報を活用できる力を身につけることができる環境をより充実させることが必要であるということから課題としています。

最後、6つ目、障がいのある子どもの読書環境の整備ですが、こちらは、令和元年の読書バリアフリー法の施行を受け、支援が必要な子どもが必要とする資料の把握と、その子の状況に合ったサービスを検討する必要があることから課題としています。

次の3ページをお願いいたします。

第4次計画の策定に当たり、国及び府の第4次計画の内容を確認しながら本町の計画を策定いた

しますが、まず、国の第4次計画の改正ポイントでございます。

次の3つが示されています。

1つ目、読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進、2つ目、友人同士で本を勧め合うなど、読書への関心を高める取組を充実、3つ目、情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響に関する実態把握・分析となっています。

また、こうした国の改正ポイントを踏まえ、大阪府における第4次計画の視点として、次の2項目、発達段階の特徴に沿った読書活動推進、読書活動ができていない子どもへの読書環境整備が示されています。

資料には記載していませんが、大阪府では視点に基づいた幾つかの重点的な施策が示されており、その中から、本町においてより一層取り組むべき項目を課題として挙げています。

1つ目は、SNSやミニコミ誌を活用した啓発の実施、2つ目は、子ども（小学生以上）向けのイベントの実施、3つ目は、中高生に向けたインターネットを活用した取組、4つ目は、図書館利用に困難がある子どもへの支援、最後、5つ目が電子書籍の活用検討です。

それでは、第4次計画策定の主なポイントの4点目、これら課題に対して、今回、実施計画の中でどのように対応していくかについてです。

60ページをお開きください。

実施計画の詳細については、計画本編29ページから41ページに記載しておりますが、説明については、この概要版でさせていただきます。

60ページには、横軸に発達段階ごと、0歳から15歳を9段階で区切り、縦軸は、上段に継続する子ども読書活動推進事業、下段に第4次計画で拡充する事業の2つの区分に分類し、実施計画の内容を示しています。基本的には、これまでの取組を継続しつつ、先ほど説明しました課題を下段の第4次計画で拡充する事業として取り組むこととしています。

それでは、第4次計画で拡充する事業について、1つずつ説明させていただきます。

表の左上、絵本コーナーの設置と貸出しです。これは、保育所（園）、認定こども園、幼稚園の読書環境の充実、また、身近な場所、家庭、地域文庫、保育所（園）文庫への支援という計画期間から見えた課題に対して、保育所等に継続して団体貸出しを行い、絵本コーナーの設置や各保育所等で子どもたちが本を選び借りて帰れるような仕組みづくりを行うことを拡充する事業としています。

2段目の図書館利用のPRと3段目の乳幼児向けコーナーの設置については、国・府の計画から、SNSやミニコミ誌を活用した啓発の実施という課題に対して、町の子育てアプリ「くまっ子ナビ」や町のホームページを活用し、お勧めの本やイベントの案内などを行い、また、子どもだけでなく、保護者にとっても図書館が様々な情報を得ることができる場であることをしっかり伝えていくことを考えています。

続きまして、その下の蔵書の充実ですが、これは、国・府の計画から見た本町の課題、電子書籍の活用検討に対して、非来館型で時と場所を選ぶことなく本の貸出しができる電子書籍の導入を検討することとしています。

次に、その下、人材の育成です。計画期間から見えた課題、子どもと本をつなぐ役割を担うボランティアの育成に対して、新たにそのボランティアの育成を計画に上げたものです。

一番下になります。図書館利用に困難がある子どもへの支援ですが、これは、計画期間から見えた課題、また、国・府の計画から見た課題ですが、障がいのある子どもだけでなく、図書館利用に困難がある子どもや保護者に向けての支援を行うこととしています。

表の真ん中辺り、子ども向け行事の実施については、国・府の計画から見た課題、子ども、小学生以上向けイベントの実施に対して、小学生が図書館に通う習慣がつくような行事を検討し、利用促進を図るため拡充する事業としています。

表の右上、学校図書館の情報化です。こちらは計画期間から見えた課題ですが、学校図書館の蔵

書管理を効率化し、資料の貸出し、返却、検索が容易にできるよう蔵書のデータベース化を進めていきたいと考えています。

その下、校内研修、情報活用力の育成、学校図書館司書研修会ですが、これらは計画期間から見えた課題、学校図書館を計画的に利用し、その機能を活用した取組の充実に対して上げているものになります。

校内研修については、学校図書館担当教員と学校図書館司書が連携して、さらなる学校図書館の活用ができるよう校内研修を企画、開催していくこととしています。

情報活用力の育成については、子どもが情報を活用する力を身につけることができるよう、教職員向けのマニュアルの作成などを行っていくこととし、学校図書館司書研修会については、学校図書館が体系的に運営できるよう、図書館が新任研修やブックトークなどの実践の研修を行うことを考えています。

最後、YAコーナーの充実でございますが、こちらは国・府の計画からの課題、中高生に向けたインターネットを活用した取組に対して、10代の子どもたちが関心のあるテーマに沿った本の展示やブックガイドの発行、中学生から募集した本のポップの展示のほか、10代の子どもたちに伝わるような情報発信などに取り組むこととしています。

以上が課題に対してどのように対応していくか、第4次計画で拡充する事業についての説明です。恐れ入りますが、3ページまでお戻りください。

6番の(3)推進体制、そして、(4)第4次計画の指標について、続けて説明させていただきます。

まず、(3)推進体制です。

資料の最後、61ページをお願いします。

本計画の推進体制について、下の図、子ども読書活動推進連携図をご覧ください。

熊取町子ども読書活動推進連絡協議会を筆頭に、子どもの読書活動に関わる団体が属する乳幼児専門部会と小中学生専門部会の2つの部会における会議や連絡会により連携を図りながら、本計画の進行管理、施策の調整を行いながら計画を推進していく体制となっています。

続きまして、第4次計画の指標についてです。

44ページをお開きください。

第4次計画の推進に当たり、その進捗状況、成果を数値で分かるものとして、5つの基本方針ごとに指標を設定しています。表の左端が基本方針で、5つの基本方針ごとに分け、その次の欄、事業番号は計画の本編、29ページから41ページの実施計画における事業番号になります。そして、令和元年度、2年度の実績と計画の始期である令和4年度、また5年後、計画期間の最後、令和8年度の目標数値を記載しています。

代表として、1つの例で説明させていただきます。

基本方針の1、子どもの読書活動を支える体制づくりの推進の指標としましては、子育て支援者への研修会の実施回数を具体的な取組の成果が数値で分かるものとして設定しています。この指標を含め、全部で14項目の指標を設定し、進捗状況を把握できるように目標値を設定しています。

それでは、最後、1ページにお戻りください。

2番、今後のスケジュールについてです。

本日、議員の皆様からご意見をいただきますとともに、12月中下旬にパブリックコメントを実施します。また、本計画の対象者となる子ども本人からも読書に関してどのような思いを持っているのかを参考にするため、12月下旬に小学生、中学生にアンケートを実施いたします。そして、いただきましたご意見、アンケート結果を踏まえ、素案を加筆修正しまして、1月下旬に子ども読書活動推進連絡協議会を開催し、案として確定の上、2月4日の教育委員会定例会におきましてご承認をいただき策定と考えております。

以上、熊取町第4次子ども読書活動推進計画の策定について説明を終わらせていただきます。

議長（二見裕子君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ページ数が非常に膨大なので、ページを指定するのもなかなか難しいんですが、3ページで、先ほどご説明あったところで、これは字の間違いではないかと思われるのが1か所あったんですが、国の第4次計画の修正ポイントというところで、「読書週間の形成に向けて」のこの「週間」はこの字でいいんですか、これは、1週間の「週間」になっていますけれども。

議長（二見裕子君）原田図書館長。

図書館長（原田貴子君）ありがとうございます。字の間違いです。申し訳ございませんでした。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）了解しました。

読書習慣を形成するというところで、それは発達段階ごとの効果的な取組という表現になっておりますが、これは非常に重要なポイントであろうかというふうに思います。府のほうも第4次計画の視点ということで、発達段階の特徴に沿った読書活動推進、発達段階ごとに、年齢に応じたといいますか、読書活動を推進していく、そういう方向で、今回、改正の一つの大きなポイントがあるということを感じているんですが、その中で、熊取図書館と学校図書館の活用ということがありますが、あれは何ページ目でしたか、計画そのものでいうと、計画の中で継続、そして拡充という形で書かれているんですが、34ページのところで、項目のナンバー26、学校図書館の資料を有効活用するため、蔵書のデータベース化を推進すると。これも非常に重要なことかと思われまます。これまでも議会の一般質問の中でこのような議論もあったかのように記憶しておりますが、現時点では、学校図書館ではまだこのデータベース化というのはできていないんでしょうが、データベース化をして、資料の貸出し、返却、検索ができるよう蔵書のデータベース化を推進するというところで、今、現時点では各学校図書館にはパソコンは導入していないんですか。

議長（二見裕子君）松本学校教育課参事。

学校教育課参事（松本 歩君）各校1台ずつ学校図書館のほうにパソコンはあります。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）パソコンはあるけれども、そのパソコンはどういう活用を現時点ではしているんですか。

議長（二見裕子君）松本学校教育課参事。

学校教育課参事（松本 歩君）現在のところでは、子どもたちが借りたり返したりした本を統計化していくために記録をしていったり、あと熊取図書館の蔵書を検索して、子どもたちから学校の本で借りたいんだけど学校の中にその本がないという場合に、熊取図書館にその本があるかというのを司書が学校にしながら検索するということ等に使っております。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）本の貸出しの管理と、あとは熊取図書館の蔵書を検索したりとか、そういうことで活用しているということですね。

そうしますと、その学校図書館のパソコンの管理によって、各学校図書館ごとの貸出冊数の変化とか、今月は貸出しが多かったとか、そういうことはちゃんと把握できているわけなんですか。

議長（二見裕子君）松本学校教育課参事。

学校教育課参事（松本 歩君）パソコンのほうに打ち込んでいくのは時間があるときにということで、まずはメモで控えておって、それをきちっと集計したものをパソコンのほうに入力していくという形で管理はしております。増減のほうも含めて管理しております。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）月ごとの貸出冊数の変化とかということが分かるということですね。了解しました。

蔵書のデータベース化というのは非常に大事かと思うんですが、たとえ熊取図書館に比べれば小規模とはいえ、各学校図書館の蔵書の中で、どういうものがあってどういうものが活用できるかと

いうことを熊取図書館の蔵書と同時に、学校図書館の蔵書を有効活用していくという点では大事かと思いますが、もう一点お聞きしたいのは、生徒たちにとって、学校図書館、図書室へ頻繁に来る子どももあれば、そうでない児童もいるという中で、今、学校図書館にはこんな本がありますよとか、新しいこんな本が入りましたよとか、そういう学校図書館の蔵書に関する情報というものは何らかの形で、例えば学校図書館便りとかニュースとか、そういうものは発行されているのでしょうか。

議長（二見裕子君）松本学校教育課参事。

学校教育課参事（松本 歩君）議員のおっしゃるとおり、各司書が各学校で新しい本を購入した際には、こういう本を買いましたというのを月1以上、子どもたち向けに、そしてまた、先生たち向けにお便りとして出したり、また、こんな本が入りましたよというのを実際にすぐに棚に片づけるのではなくて、新刊が入りましたみたいなコーナーをつかって、来た子どもたちには分かりやすいような本の置き方、展示の仕方という取組をしております。

議長（二見裕子君）よろしいですか。ほかにありますか。田中豊一議員。

1番（田中豊一君）第4次の子ども読書活動推進計画、いろいろ苦勞されて、策定の背景とか、それから本町の動き、それから国から府の計画、第1次から第3次までの課題、それと新計画でのこういうところを注目してやっていくという、こういう順番立てて積み上げていただいているというのは非常によく分かって、根拠になるものははっきりしているということで、この計画を実際進めていただきたいというのが、まず応援させてもらうという意味でのお話です。

それで、先ほど坂上巳生男議員からもありましたように、私も一般質問で2回、それから、予算、決算でも学校図書館の情報化については再三質問させてもらっています。これについては、大きな項目の6つのうちのひとつとして上がっているということで、34ページですか、そちらのこの実施計画を見させていただきますと、拡充というところで、年度が4年から8年ということで、いつやるかよう分からんような状況なんですけれども、準備とか、その間、予算措置とかというのは必要なんで、それなりにテイクオフしようと思うたら準備が必要かなと思うんですけれども、これ、やっぱりこの年度の間に一応やっていくということで、8校とそれと熊取図書館との連携というか、そのあたりが重要かと思うんですけれども、熊取図書館の今のデータベースとの連携というのは、やはりちょっと更新の時期とかそういうこともあって、今まではそういうタイミングを見ますよというのは答弁をいただいていたんですけれども、それはこの年度内のどのあたりになるんですか。

議長（二見裕子君）三原学校教育課長。

学校教育課長（三原 順君）熊取図書館との連携についてなんですけれども、このシステム化をするに当たって、段階的な部分が幾つかあるかと思いますが、1つは、データベース化を各学校ごとに行って、学校の単位で学校間の連携をせずにデータベース化をまずするという、その次の段階として、学校間同士の連携をするのかどうかという部分、これが2つ目のステップ、最終的には熊取図書館との連携をネットワークでつないで連携を図る。恐らくこのぐらい、3つぐらいが大きなステップになるかというふうに思っています。

この計画に書いておられますのが、まず最初のステップということで、34ページのほうには蔵書のデータベース化を推進すると、まずは、1つ目のステップというのを着実に踏んでいくというのが大事な部分じゃないかなというふうに考えておりますので、図書館との連携に関しては、今、松本のほうが答弁させてもらったように、インターネットでの検索が一定はできているという部分があるので、その部分は少し次のステップというふうに考えていただければありがたいと思います。まずは、ここに書いております学校単位でのデータベース化という部分を、まずは最初の検討段階として検討できたらなというふうには考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）分かりました。

段階を踏んでということですが、私、知りたかったのは、熊取図書館のデータの5年か10年か、メーカー等新しくなった電子計算システムというんですか、その更新の時期と合わせてそういうことに逆算していったというのがあると思うんですけれど、そのあたり次の更新というのはいつなんですか。

議長（二見裕子君）原田図書館長。

図書館長（原田貴子君）図書館のシステムにつきましては、令和9年に次の更新という形になっております。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）願わくば三原課長から言われていた順番に8校やっていって、そのデータがそろった段階で9年の更新の時期には連携できるようにやってもらいたいと思います。

学校は学校で、自分ところの図書の貸出しとか、それから近接している学校だとか小学校同士、中学校同士のデータというのが大事やと思うんですけれども、熊取図書館のほうからでも小・中学校の図書がどれだけあるかとか、そういうふうなどういふものがあるかということが分かる必要があるかなと思いますので、相互のやっぱり、これ、進んでいるところは大阪府下でも幾つかありますので、それを目指してお願いしたいと思います。

今回の計画では、その前の段階ということで理解はしましたですけれども、やるんだったらやっぱりそこまで進めていってほしいと思うんですけれども、そのあたりは今回の拡充の中では理念としてはそれは持ってはるんですか。

議長（二見裕子君）三原学校教育課長。

学校教育課長（三原 順君）最終的には図書館との連携という部分に関しては、考え方の一つとしては認識はさせていただいております。あとはどのぐらいの予算が、費用がかかるのかということと、実際にどのぐらいの効果があるのか、例えば貸出冊数がどのぐらい増えるのかとか、読書への興味、関心というのがどのぐらい増えるのかとか、そういったところを先進の事例を含めて調査研究のほうはしてまいりたいと思います。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）ありがとうございます。そのあたりも投資と効果について検証していただいて、また先進しているところの調査もしていただければ、成果というのは分かると思いますので、よろしくをお願いします。

次、よろしいですか。

議長（二見裕子君）はい。田中豊一議員。

1番（田中豊一君）34ページの学校図書館の情報化の下なんですけれども、学校図書館担当教員（司書教諭）の配置というのがありますけれども、現在のところ、熊取町の小・中学校では、学校図書館担当教員ということで、司書教諭というのは任命をしてないというのがどこかに載っておったんですけれども、何かモデル事業として大阪府の指定を受けて、北小と北中で司書教諭を置いてやったら非常に効果があったというようなことが出ておりましたですけれども、たしか国の基準があって、2クラスで小学校やったら12クラス以上の学校には置くことができるのか、置かなあかんのか、ちょっとはっきりしないんですけれども、そのあたり将来的に司書教諭を任命していくという考え方はないですか。

議長（二見裕子君）松本学校教育課参事。

学校教育課参事（松本 歩君）お答えします。

現在のところ、各校に図書館担当教員というふうな8名、必ずいます。その中には、司書教諭の免許を持っている、国語を担当しておるとか免許を持っておるといった者がその役割を担っているという状況で、議員おっしゃるとおり、この司書教諭の配置というものにつきましても、校長を含めて考えていくということで進めております。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）北小と北中でモデル的に指定を受けてやったということの成果という意味をどういうように踏まえて、今後、この司書教諭の任命について考えていくかというような、そういう考え方はどういう形でお持ちか、教えてください。

議長（二見裕子君）松本学校教育課参事。

学校教育課参事（松本 歩君）今年度も北中、北小ともに大阪府の指定を受けていることを進めております。司書教諭のほうを中心となりながら調べ学習なんかを進めて、今では国語の教科以外のものも含めて全ての教科、いろんな教科において学力を伸ばすための取組というのがどんどん進んでいくという、進んでいるというのは、その授業を行う以前と比べて歴然かなというふうにして思っております。その効果を研修会とかで皆さんが参加していただくということで、熊取町内全ての学校に広げていくということで、教育委員会としても取組を進めていきたいなと思っております。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）成果があるのであれば、可能なところから司書教諭の任命をしていただいて、そのモデル校でやったことを生かしてもらって、効果のあるようにしてもらいたいなと考えます。

何でそういうことを言うかということ、44ページのデータですけれども、24番で中学校の図書館の図書標準冊数の充足率というのが、今のところやったら、これ3年度ですから、78からちょっと増えたぐらいですかね。小学校は100%にほぼなろうということで、4年度では目標としては100%ということなんですけれども、これは増えたり減ったりとかしてんのは、やっぱり除籍の関係なんですか。

議長（二見裕子君）松本学校教育課参事。

学校教育課参事（松本 歩君）議員のおっしゃるとおりで、除籍の数によって変わったりしてきている部分と、あと南中学校のほうでちょっと本がぬれてしまうということもありましたので、その分の入替え等もありましたということがこの数字に表れているところです。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）この計画の中でも100%にならないというのは、やはりちょっとある程度集中的にやらないと、これ交付税算入か何かされていると思うんで、そのあたりやっぱり充足をちゃんとやってもらいたいなと思いますので、そのあたりこの目標が98と、これでええのかなというような、持っているんですけれど、そのあたり考え方はどうですか。

議長（二見裕子君）原田図書館長。

図書館長（原田貴子君）この計画をつくりましたときに、最初の目標の令和4年度のところが88%でしたので、そこから一気に100%というのではなくて、少しずつ段階的に増やしていくということで、一旦98%を令和8年度の目標とさせていただきます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）図書館としてはそれでいいんかも分かりませんが、学校のほうとの調整というのはどんなんですか。

議長（二見裕子君）松本学校教育課参事。

学校教育課参事（松本 歩君）議員のおっしゃるとおり、充足率100%というのは目指していくものかなというふうにして思っております。ただ、本の中身によって除籍をしなければ、内容にとって古いもの、統計的なものであったりするので、その辺のほうはやっぱり計画的に、じゃ、これだけ除籍するから新しくこれだけ入れようということも含めて、やっぱり100%というのを目指していくことについてまた考えていきたいなと思っております。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）これ以上はちょっと話は、これ計画ですのでやめておきますけれども、やはり日頃からそういうところに注目してやってないからこんなことが起こってくるん違うんかなと思います

けれど、小学校はちゃんとなっているのに、何で中学校は足らんのですか。おかしいと思いませんか。

議長（二見裕子君）松本学校教育課参事。

学校教育課参事（松本 歩君）申し訳ございません。その辺につきましては、しっかり計画的に研究、また連携しながら、学校ともきちっと連携しながら計画的に進めていきたいと思っております。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）議員おっしゃるとおりかと思えます。当然、図書館ができる以前のところと、もともと若干中学校については図書の配置が少なかったのかなと思います。何年前かな、図書館ができて10年前ぐらいから学校図書館の図書がやっぱり古い、それから充足率が少ないということで、一定財政的にたくさん予算を頂いて、まとめて整理した期間があったように思っております。基本的には、議員おっしゃるように100%を目指してということで、今後とも取り組んではいきたいと思っております。

本の、さっき松本のほうからもありましたけれども、やっぱりその時々に応じて必要な図書というの変わってきますので、交付税でも算入されていますので、毎年度一定数の予算のほうを配分も頂いておりますので、中身も工夫しながら100%を目指したいなということでご理解いただけたらと思います。

議長（二見裕子君）よろしいですか。ほかに質問ありますか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）最初の1ページなんですけど、計画、今後のスケジュールのところ、12月下旬に町内の小学5年生、中学2年生にアンケート実施というふうに説明、先ほどありましたが、普通、こういう計画、今回素案という形で、第4次の子ども読書活動推進計画（素案）という形で上げていただいているんですけど、普通、その計画をつくるときというのは、アンケートというのは計画をつくる前に、先にアンケートを実施しているのと違うんですか。ちょっとその辺の説明をお願いしたいと思えます。

議長（二見裕子君）原田図書館長。

図書館長（原田貴子君）議員おっしゃるとおり、本来でしたら計画段階のときにアンケートというのは取らせていただくべきだったと思うのですが、日常子どもたちと関わっていただいている方々からご意見を頂戴しているということで、今回については、直接子どもの意見は最初の段階ではお伺いしないということで計画づくりを進めていたんですけど、やはり子どもの意見は重要であるということになりまして、急遽ちょっとアンケートを取らせていただくということになりました。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）子どものための推進計画なので、やっぱり子どもの意見を重視すべきだと思うんですね。だから、関係者の方が子どもの意見は要らないと言ったこと自体がちょっと理解できないんですけども、大阪府が第4次の府の計画をつくったのは、ちゃんと子どもたちのアンケートを先にしています。

調べさせていただいたら、令和元年12月から令和2年2月までの間に、何かアンケートを子どもたち、小学校5年、中学校2年、高校2年生を抽出してアンケート調査、子どもの読書活動調査をやって、そしてこの案をつくっているところが紹介されているんですけども、やっぱり子どもたちの読書活動、それで調査についてすごく結果を一覧で大阪府のホームページ等には載っていました。子どもたちの読書環境がどうやるところ、読書力というんですか、そういう状態というものが表になっていて、その中でこの計画、子どもたち、今、小学生、中学生が読書時間、どれだけ時間を1日で取っているのかとか、そういったこともデータに基づいてどうやって読書活動を推進していくかというのを大阪府のほうで計画をつくっているように推察させていただいたんですけど、それを土台にして本町は第4次をつくったという説明になるかと思うんですけども、やっぱり熊取町の子どものための、熊取町の子ども読書活動推進計画なので、先にやっぱり私は子どもたちの状況をつかんだ上で計画をつくるべきではなかったのかなと。できたこの案を見て子

もたちに意見を聞くというのは、どんなアンケート内容にするんですか。アンケートの内容を教えてください。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）1点、すみません。さっき説明の中で、関係団体からアンケートを取らなくていいよという話は一切出ていなくて、第3次も第2次もそうですけれども、いわゆる子どものほうからこうしたアンケートを取ってこなかった状況があって、それで今回の第4次も同じ進め方をしてきたと。しかしながら、庁内の中でこの素案をつかっていって議論していく中で、やはり子どものほうから直接声を聞く必要があるんじゃないかということで、今回のこのアンケートという形になりましたので、議員ご指摘のとおり、この素案を策定する以前に本来はすべきであったのかなというのは、そこはおっしゃるとおりかと思っております。実は経過、そういった関係団体から取らなくていいよということは一切、そういった意見はございませんでした。

どんなアンケートをするのかということですが、今回、アンケートにつきましては、先ほど説明の中で、大阪府のほうの視点の中で、いわゆる読書活動ができていない子どもへの読書環境整備というのがうたわれているかと思えます。そこに大きく視点、ポイントを捉えまして、いわゆるそれにちなんだ、どういうことを子どもたちが思っているのか、それを導き出すための主としたアンケート内容ということで作成して、12月に実施しようということでございます。

ちょっと簡単にご説明しますと、小学生については、いわゆる「本を読んでもらうことは好きですか」、「本を読むことは好きですか」、また、「読むことが好きではない」と言う方には、その理由は何なんだろうということ、また、「学校図書館で読みたい本はあるか」とか、それで、具体的に何か学校図書館、また熊取図書館に置いてほしい本とかあればということで、先ほど繰り返しますが、そういった読書活動ができていない子どもへの読書環境の整備というところに結びつけるためのアンケート内容という形を考えてございます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）先ほど最初の説明の中では、そのアンケートに基づいて修正もするということでしたよね。そして、その辺のところをしっかりと、また子どもたちの意見を盛り込んでいただきたいと思うんですが、そのアンケート、小学校5年、中学2年ということにしておられますが、その辺アンケートは何人ぐらい対象にしてどんなふうにしていくのかということもご説明をお願いしたいと思います。

議長（二見裕子君）原田図書館長。

図書館長（原田貴子君）小学校5年生、中学校2年生に対しましては、全部の学校にお願いをいたしまして、熊取町の小学校5校、中学校3校からいただく予定となっております。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）実施期間は12月下旬ということですが、どのくらいの期間でされるんですか。

議長（二見裕子君）原田図書館長。

図書館長（原田貴子君）各クラス単位でアンケートを取っていただくことにしておりますので、現在、もうアンケート用紙を配布して、回収を12月27日までにさせていただくという形をお願いしております。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）分かりました。

また、そのアンケート等を議会のほうにもお示ししていただくことはできますか、結果等も。

議長（二見裕子君）原田図書館長。

図書館長（原田貴子君）また、情報提供のほうはさせていただきたいと思えます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）お願いします。

そして、今回の素案の中にそのアンケート結果もまた盛り込むという予定ですかね。

議長（二見裕子君）原田図書館長。

図書館長（原田貴子君）アンケートの集計をしまして、またどういった内容に、この計画の中に盛り込めるかというところを検討しましてさせていただきたいと思っております。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）なるべく盛り込んでいただけたらというふうに思います。

それと、次に、電子図書の関係も、今回、導入について検討するという事は、導入に向けて検討するというふうに理解させてもらってよろしいでしょうか。

議長（二見裕子君）原田図書館長。

図書館長（原田貴子君）大阪府のほうの計画のほうでも、まだ導入の検討という段階になるものになりますので、一旦導入を検討するという形になっております。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）分かりました。

今、子どもたちが1人1台のタブレット等それぞれ各学校から配布していただいて、そのタブレットで電子図書が読めるのかどうかというところ、私もちょっと分からないんですが、そういったタブレットがある中で読書環境が整っているというところの中で読書推進できるのであるならば、電子図書についても、また取組について前向きに検討していただけたらというふうに思います。読書がなかなか進んでいない子どもたちも電子図書なら読めるのではないかなというふうに思いますので、デジタル図書という形でできるかと思っておりますので、取り組んでいただきたいと思います。

次に、もう一点だけ、ちょっと34ページのところで、小学生の読書活動と中学生の読書活動の中で、読書のところで、子どもの読書習慣を身につけというところの読書のところにつきまして、図書館を利用しての読書活動でちょっと一言、何というか、町立図書館では読書通帳を作ってやっていますよね、読書通帳。だから、それを活用して各学校の図書館、学校図書館でも読書通帳を共通のものとして活用していくということも、図書館と各学校との連携につながる読書を推進するツールになるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺のところがこの計画の中ではないんですが、どんなものなんですか。そういうところもこの観点の中には入っているんですか。

議長（二見裕子君）原田図書館長。

図書館長（原田貴子君）読書通帳につきましては、図書館の読書通帳というのは、図書館の中で本を借りていただいたら、それを銀行の通帳のような読書通帳に機械的に印字していくというようなシステムになっております。学校につきましては、先ほどもお話をさせていただいたとおり、電算化をしていないという状況がありますので、今のところ同じものを使ってしていくことは物理的には難しい状況になっています。

学校図書館の本をとということではなくて、現段階では図書館をまた使ってくださいねということで、読書通帳を小学校3年生の方々が図書館見学に来られたときにプレゼントとしてお渡しをさせていただいて、また熊取図書館で使ってくださいねということでしておりますので、同じものを学校で使うというのはもうちょっと電算化が進んでという話になるので、今のところまだ具体的に何かということは考えておらない状況です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）町立図書館と学校図書館がデータベース化というか、そういうのでオンライン化できるのであるならば、そのときに統一されるかもしれないんですが、それであるならば、今のところは各学校で、中学校、小学校でそれぞれで読書通帳というものを推進していただきたいというところもこの読書活動の中に盛り込んではどうかなというふうに思いますが、その辺はどうですか。

議長（二見裕子君）松本学校教育課参事。

学校教育課参事（松本 歩君）学校はやっぱりまだアナログですが、学校そのものは発達段階に合わせて読書習慣を身につけるであるとか、図書室のほうに足を運ぶための手だてとして図書委員会、何

かがこう、例えばスタンプラリーみたいなんとか、何ページ読んだとかというふうなチャレンジデーみたいなことを図書委員会が企画して設けながら読書推進というふうな形では進めておるところです。その通帳のような形で自分が読んだ本をというふうなことは、学校によってはその図書委員とか、先ほどおっしゃった司書教諭のアイデアとか、学校図書館の司書のアイデアということを使いながら、各校本当に発達段階に合わせながらやっているというのが現状です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） だから、この計画、読書活動を推進するためというんですか、楽しみながら通帳のように読んだ本をたくさん積み上げていく、何冊か通帳を作っていくという、読書の楽しみも読書を推進する一つのツールになるかなというふうに思いますので、そういったことも、計画なんで、子どもたちに本当に読書を楽しんでいただけるそういったものを、そういった環境をつくっていくとか、そういったことをこの計画の中にまたできたら盛り込んでいただけたらなというふうに思いますので、意見として述べさせていただきます。

議長（二見裕子君） ほかにありませんか。 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 私も図書館のほうの活動として、昔なんですけれど、地域子ども文庫というのが各地に割に熊取町は多かったんですよ。今はどないなっているのか私も全く分からないんですけれども、そういうのが近くにあるということは、すごく若いお母さん方とか、それから老人憩の家で昔は地域子ども文庫があったりしたので、全く今の状況が分からないんですけれど、そういうのを広げていくというふうなことも、子どもたちの読書活動を増やしていくということにつながっていかないかなと思うんですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

議長（二見裕子君） 原田図書館長。

図書館長（原田貴子君） 地域文庫につきましては、現状、今、家庭文庫と言われるものが熊取町内に1つございまして、あと、保育所の中にある文庫というのが3つございまして。あとは、ぷらっつ文庫といって、NPOさんがされている広場の事業の中で文庫活動をされているという、そういったところで文庫活動が行われている状況で、図書館ができた頃には家庭文庫というのがまだ複数あったりとか、あと地域の憩の家で文庫をされたりとかというのもあったんですが、なかなかされているスタッフの方の高齢化やそういったものがありまして、スタッフさんがだんだんとちょっと少し減ってきているというような状況もありまして、今このような状況になっています。

そのときにはなかった保育所文庫というものが今3つあるというふうに言わせていただいたんですが、そういった形で、少し形を変えて、また地域の方に使っていただけるという形になっておりますので、時代の流れやそういったものを見据えながらできるような形を私たちもまた模索していきたいなと思っております。

議長（二見裕子君） よろしいですか。 ほかにありませんか。 田中豊一議員。

1番（田中豊一君） 先ほど渡辺議員から電子書籍の活用検討というお話がありましたですけれども、これは近隣でも、隣の泉佐野市とか阪南市とか泉大津市とか幾つか取り組んでおられるんですけれども、何か大阪府の様子を見てから決めていくんやというのは、一番身近な読書活動とか、それから住民さんとのサービスという意味では、このコロナ禍、またこの後のアフターコロナとかの中では非常に重要なツールやと思うんですけれども、阪南市なんかはなかなか財政的に難しい中で、新型コロナウイルスの国からの特別交付金を活用してその対象になるということで、これは導入したと聞いていますので、うちのほうも大阪府の様子を見ながらというよりは、やはり今の時代はそういうふうな形ですよということを前向きに検討してもらいたいんですけれども、そのあたりはやっぱり大阪府の例を見て進めるんですか。

議長（二見裕子君） 原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君） 電子図書につきましてはまだ導入してない状況という中で、電子図書については非来館型で、さっき申しましたとおり、時と場所を選ばず借りられると。これも図書館を利用される方全体、当然子どもも含めてということになりますので、利便性が上がって、子

どもたちも読書に触れる機会も多くなるであろうということで考えますので、導入に向けては前向きに検討していきたいなということは思っています。ちょっと財源等、そういうのがあれば一番いいかなと思うんですが、現在、ちょっとはつきり図書館においても、いわゆるタイトル数とか、どれぐらいの経費がかかるのかと、近隣の状況も調査してございます。そういったものを踏まえて、導入に向けてちょっと進んでまいりたいなと。

本自体、活字で読むというのが、図書館協議会でも話が出ましたけれども、読解力を身につけるには実際の本のほうがいいだろうと。でも、電子図書については素早く検索できて、より早く知れる、そういった利点もある。だから、双方それぞれいいところがございますので、双方のいいところを取りつつ両方を進めていくという形で図書館としてはやっていきたいなと考えているところでございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）電子図書については私も質問しました。議長、二見議員からも質問があつて、その時点ではコンテンツが少ないとか予算の面とか、そんな話はありませんでしたですけども、うまく工夫されて財源を確保するとかしながら、これは進めていってほしいなと思います。

次なんですけれども、熊取町は早くからブックスタートをスタートさせて、これは大阪、全国にブックスタートの活動ということで注目されて、その子どもたちがもう二十歳とか二十何歳まで、30歳近くまでつながっているということで、非常にそれは敬意を表するところなんですけれども、ただ、中学校の子どもたちの貸出冊数とか、それから熊取図書館のリクエストの数とかを見ましても、中学校でやっぱり大分がたって落ちておるわけです。それで、中学生は非常に塾へ行ったりとかクラブをやったりとか忙しいというのはこの中にも書いていましたですけども、学校図書館司書が、小学校の場合は読書の時間というのがあるんで、子どもたちと直接触れる場というのがあるわけなんですけれども、中学校の学校図書館司書をもうちょっとうまく活用されて、これ単費で入れているわけですから、やはりその成果を出してもらうように頑張ってもらいたいんですけども、何か言うことあったらお願いします。

議長（二見裕子君）松本学校教育課参事。

学校教育課参事（松本 歩君）議員おっしゃるとおり、小学校の場合は国語の時間、週1回を使ってそのクラスが図書室に行き、司書による読み聞かせ等がありますので、それも含めて貸出冊数というのは増えておるのかなと。一方、中学校の場合は、そのような時間のほうを現状では3校とも設けてはおりません。学校そのものの行事があつたりテストがあつたりという中で、それでもその合間を縫って調べ学習等で図書館を国語以外の教科でも活用が増えてきておるというふうな状況があります。また、司書の研修会、連絡会等でも小学校の好事例等をみんなで共有しながら、やはりこういうことをしていくことで子どもの読書推進につながるということを中学校の司書にもいろんなアイデアを伝えていくという場を設けておるといふところなんです。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）熊取図書館の活動のデータを見ますと、やはり小学校と中学校で、学年の数も多いし、子どもの数もちょっと違うと思うんで一概には言えないんですけども、やっぱり中学校になるとどうしても落ちておるという、貸出冊数やリクエストが落ちておるということがあって、子どもの読書活動の推進計画なんで、具体的には中学校のほうの、せっかくならば図書館司書をもっと何か子どもたちの目が向くように、よそでも先進事例があると思いますので、そのあたりを調べていただいて、具体的に子どもたちの読書が進むようにお願いしたいんですけども、どうですか。

議長（二見裕子君）松本学校教育課参事。

学校教育課参事（松本 歩君）議員おっしゃるとおり、いろんなものを研究して、より一層中学校のほうでも推進していけるように努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって案件1、熊取町第4次子ども読書活動推進計画（素案）についての件を終了いたします。

議長（二見裕子君）以上で、本日の案件は終了いたしました。

次に、その他の報告が2件あります。

質疑は全ての報告が終了した後にまとめて承ります。

まず、新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価の方法書縦覧について報告をお願いします。

椿原環境センター所長。

環境センター所長（椿原康雄君）それでは、新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価の方法書縦覧について報告いたします。

環境影響評価業務につきましては、本年6月にプロポーザル審査方式によりまして業者を決定し、本年7月から令和7年3月までの4年間の契約を締結いたしました。なお、契約の相手方は、株式会社建設技術研究所大阪事務所でございます。

本日は、環境影響評価の手続の一つである方法書縦覧についてご報告させていただきます。

それでは、お配りしました資料1ページの大阪府環境影響評価条例に基づく手続の流れというフロー図をご覧ください。

手続の流れとしまして大きく3段階になっております。

第1段階として、図中青色で示されている部分が方法書の作成に係る手続となります。方法書の作成とは、事業実施によって環境に影響を及ぼすおそれのある項目、大気、悪臭、騒音などの調査項目と方法を決めて調査を行い、環境の予測と評価を行うことです。

次に、第2段階として、図中黄色で示されている部分が準備書の作成に係る手続となります。準備書の作成とは、調査結果に対する事業者としての考え方をまとめ、意見を聞くことです。

最後、第3段階として、図中緑色で示されている部分が評価書の作成に係る手続となります。評価書の作成とは、出された意見内容について検討し、最終の報告書である環境影響評価書及び事後調査計画書を作成することです。

この3つの段階を経て工事着工の運びとなります。

今回は、第1段階の方法書の作成手続に伴う公示、縦覧についてのご報告となります。この方法書につきましては、契約締結されて以後、計画どおり作成が進められ、今月中に泉佐野市田尻町清掃施設組合から大阪府に対し提出される予定となっております。大阪府は、方法書受領後、関係する市町村に対しこれを送付し、市町村の意見を求めるとともに、住民に対する公示、縦覧をし、住民意見を求めることとなっております。したがって、近いうちにこの手続が行われることとなりますので、あらかじめ議員の皆様に対しご報告させていただくものでございます。

なお、資料の2ページには、環境影響評価業務の全体スケジュールも出させていただきますので、併せてご確認をお願いします。

また、本件を含めましてごみ処理広域化の進捗等につきましては、環境施設広域化調査特別委員会のほうで、適宜報告、説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（二見裕子君）次に、町立西保育所民営化の引継ぎ状況について報告をお願いします。

藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）それでは、町立西保育所民営化の引継ぎ状況について報告させていただきます。

資料の1ページをご覧くださいませでしょうか。

まず初めに、西保育所の民営化につきましては、令和2年10月に町立保育所民営化移管先事業者選定委員会での選考を経まして、認定こども園フレンド幼稚園を運営します学校法人誠優学園に決定したところでございます。来年度、令和4年度からの民営化移管に向けて、今年度、令和3年度

は約1年間をかけて引継ぎ保育を実施しているところでございます。

では、1、全体計画についてでございます。

大きく2段階に分けておりまして、令和3年5月から12月にかけては、保育所の運営レベルの引継ぎとしまして、西保育所の所長と施設長予定者との間で年間行事予定やその運営方法などの保育内容、保育所の年間計画などの全体的な保育所運営などの引継ぎを月に2、3回の頻度で現に行っているところでございます。

次に、令和4年1月から3月にかけては、今度はクラス単位レベルでの引継ぎとなります。今の各クラスの担任保育士と移管先の各クラスの担任保育士予定者との間で、その予定者が令和4年度に担任する園児のクラスに入りまして、子ども一人一人の姿を把握しますとともに、クラス運営の把握や保護者との信頼関係の構築、令和4年度の年間計画の作成などを週に2、3日の頻度で行っていくという形の全体計画になっております。

では、2、引継ぎの実施状況についてでございます。

1、5月から6月にかけては、年間行事予定や保育所の年間計画などに加えまして、運動会の運営方法の確認と運動会本番への出席によって保護者の皆さんへの紹介、顔合わせという形を行いました。7月から8月にかけては、夏の保育の内容やイベントの運営の方法の確認とそのイベントへの参加、9月から11月は、園内研修への参加、各クラスでの活動、保育の確認など、運営の具体的、詳細な部分の引継ぎを進めてまいりました。

資料の2ページをご覧ください。

3、保護者への説明状況についてでございます。

移管先決定後は、保護者の皆様、移管先事業者、町の三者によりまして三者懇談会をこれまで4回開催しておりまして、保護者の皆様へ引継ぎ状況の報告を行いますとともに、ご質問やご意見などを頂戴してまいりました。また、西保育所にはご意見箱、手作りなんですけれども設置いたしまして、常にご意見等があればお寄せいただけるような仕組みというのを設けております。

これまで計4回開催しました三者懇談会ですが、第1回目は、民営化後の保育所運営などの全体概要を説明させていただきまして、第2回、第3回は、引継ぎ保育の全体計画や状況説明、第4回目は園の新名称、西保育園となるんですけれども、その園の名称の発表と引継ぎ保育の状況報告を行ってまいりました。今月12月17日、18日には、年明け1月からのクラス単位での引継ぎ保育の内容の説明やクラス担任、保育士予定者の氏名などの報告をテーマとした第5回目の三者懇談会の開催を予定しております。このように、できるだけきめ細かに丁寧に説明していくということで、保護者の皆様と共有を図ってきたところでございます。

なお、あくまでちょっと現時点での情報でございますが、現在、西保育所に勤務されている会計年度任用職員、26名いらっしゃるんですが、そのうち16名の方が新しい西保育園で引き続き雇用の予定というふうに聞き及んでいるところでございます。

最後に、4、今後の予定についてでございます。

1月から3月にかけてクラス単位での引継ぎ保育に入っていくというところで、先ほど説明させていただいたところでございます。その中で、子ども、保護者と担任予定者との信頼関係を構築して育てていただくというもの。その間の引継ぎ保育では、子どもの様子の把握、クラス運営の流れというものを身につけていただきますと同時に、次年度、令和4年度の年間計画などの作成にも携わっていただこうというふうな形を考えております。

このように令和4年4月からの民営化移管に向けましては、丁寧に引継ぎを行いながら、計画どおり順調に進捗していることを申し上げまして報告とさせていただきます。

以上です。

議長（二見裕子君）その他の報告が終了いたしました。質疑があれば承ります。質疑はありますか。

田中圭介議員。

10番（田中圭介君）西保育所の件についてなんですけれども、自園給食が実施される予定になっていると

思いますが、自園給食の取引先の納入業者を地元で地産地消でできるだけやってくれという要望を、僕ちょっと出していたと思うんですけど、その辺はどうなっていますか。

議長（二見裕子君）藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）自園給食につきましては、議員おっしゃったように、条件の中でも4月から自園給食というところになっておりますが、業者さんにつきましては、法人のほうを主体のほうで選定するというふうに聞いておりますので、すみません、その辺につきましてはあまり詳しくは存じ上げないというところでございます。申し訳ございません。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）結構な予算をかけて大規模の修繕をして受渡しするに当たって、やはりここに幼児の先生方の引継ぎ等いろいろきめ細かいとは思いますが、やっぱり商工業もそこに地元、地産地消でやっていっていただかなくては、この商工業が残っていかないというのも分かっていたかかないと、ただ単に引渡しだけすりゃいいというものじゃなく、ほとんどの100%に近い人がやはり熊取町民のお子さんが行かれると思います。なので、そういうところを給食会社が入って、市内の業者が来てというふうなんじゃなく、近くの商店を使っていただくような形を取っていただきたかったかなど。今、まだ決定はしてないと思うんですけど、ちょっとその辺また調べておいていただけますか。

議長（二見裕子君）藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）今、議員おっしゃられましたように、今、現に町立のほうでも地元の商店さんのほうからいろいろ食材等を購入させていただいております。それにつきましては、地元のほうで今後保育園を運営していただきますので、例えば一例で、おやつで作る分の食材であったり現に購入しております。そういった分についても、できるだけ地産地消の分、地元からの購入というところは、まだ引継ぎの最中でございますので、4月以降についても、またこちらのほうからも呼びかけというふうにさせていただければと思います。

以上です。

議長（二見裕子君）よろしいですか。ほかにありますか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）西保育所にご意見箱を設置したというふうに説明あったと思うんですが、どういった、何件ぐらいご意見があったのか、どういったご意見があったのかというところの説明をお願いします。

議長（二見裕子君）藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）今まで、大体今年の夏ぐらいから設置させていただいたんですけども、箱のほうで10月、第4回の三者懇談会も含めて、人数で言いますと3名の方、3人、1人の方は複数の意見を書いていらっしゃる方がいらっしゃいますので、件数で言いますと7件のご意見、1人の方で4件ご意見いただいたという方もいらっしゃいます。

中身につきましては、1つあったのが、西保育園になったときにお稽古事とかそういったことはされませんかといった意見が2件ほどございます。これは違う方です。さっき言った意見もございました。今のいてる先生という方もできるだけ残ってほしい、どうなるんですかと、そういった形の部分のご意見もございました。そういった分につきましては、募集の段階でも継続雇用に努めてほしいというところで、先ほど人数を申し上げさせてもらったんですけども、そういったところで、今まで保育してもらった先生に引き続きおってほしいといったご意見が中にやっぱりございました。ちょっと一例で申しますと、そういった意見があったところでございます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）そのご意見というか、どうするのですかという質問的なご意見かと思うんですが、返すことはできないですよね。そういうのはどんなにかして返す形を考えておられるのでしょうか。

議長（二見裕子君）藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）言葉足らずで申し上げて申し訳ございません。意見箱に入った意見につきましては、懇

談会の場のその場のいろいろ質疑応答と同時に、議事録のような形でまとめさせていただいて、懇談会、欠席した方、されない方も含めて、その内容をフィードバックさせていただいております。意見箱に入った質問に対しては、答えをそういった形で皆さんに、こういう意見があって、こういう答えですという形でフィードバックはさせていただいております。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかにありますか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）16名の方が西保育所に残ってくださるということで、週に2、3回引継ぎ保育をするところなんですけれども、これは、その方についてはフレンド幼稚園のほうに雇って、その方が来てくださるという形になるのでしょうか。

議長（二見裕子君）藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）その方たちはフレンドさんのほうが雇う形になりますが、会計年度職員さんにつきましては、まだ4月から、今はまだ身分、会計年度職員でいらっしゃいますので、正式には4月からの身分になるんですけれども、引継ぎで来られる方については、フレンドさんが新しく雇われる方が引継ぎの中で来られるという形になります。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）そのフレンドさんに何人雇われるか、その辺は、その16人の方プラス何人かという形になるんだと思うんですけど、2、3日分だけの1月から3月のお給料になってしまっているのでしょうか。その辺は、またほかの日はフレンドに行ってお給料はちゃんと出るということになっているのか、何か2、3日だけ来はるといのはすごい気になるんですけど。

議長（二見裕子君）藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）そちらについては、お給料の分については、法人さん、誠優学園さんのほうから出ておりますので、そのためだけとかというふうにはちょっと存じ上げないで申し訳ないんですけども、身分としては、誠優学園さんのほうから引継ぎのために派遣という形で来ていただく形ということにはなりません。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）派遣すれば正規職員になるんですけれども、フレンドさんからの分は正規職員になります。各クラスに1名ということになります。中には、それは形態につきましては、今現在、フレンドさんにちょっと詳細のほうまであれなんですけれども、現フレンドさんにお勤めになっている方がこの西保育園に移る。また、今現在、ほかのところに勤務してはる方も来られるというふうに聞き及んでございます。当然、新規採用の方もいらっしゃる。給与面につきましては、そこは法人内部の雇用関係になりますので、ちょっとそこまではタッチはしてございませんけれども、基本的には、やはり月給という形で、だからそれ以外はフレンドのほうで何か業務をしてはるか、そういうことになろうかと思っておりますので、その2、3日分での給料の支払いというのは、ちょっとはっきりとは申し上げられませんが、そういう形ではないのかなというふうに考えてございます。

当然、その中には、職員の配置につきましても、事前に2分の1以上が実務経験が3年以上とか、そういう規定を設けておりますので、そういうのをクリアした中での人員配置ということでご理解いただきたいと思います。

議長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

議長（二見裕子君）ほかに何かあれば承ります。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

(「15時00分」閉会)

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

二見裕子